

滋賀県流域治水検討委員会 第9回住民会議議事録

日 時：平成21年3月10日(火) 14:00～16:50

会 場：「滋賀県職員会館」2階 大ホール

出席者：30名(傍聴者含む)

委 員 石津文雄、大橋正光、北井香、柴田善秀、杉本良作、中井正子、

(敬称略) 中村誠伺、成宮純一、齒黒恵子、松尾則長

アドバイザー 多々納裕一(京都大学防災研究所教授)

オブザーバー 市町担当者、県関係部局担当者

事 務 局 流域治水政策室

議 事

1. 開 会
 2. 議 事
 - ・事務局説明
 - ・審議
- 「流域治水の県民への普及と協働で取り組む方策に関すること」
について
3. 一般傍聴者からのご意見
 4. 閉 会



1 開会

事務局 中田 それでは、定刻となりましたので、滋賀県流域治水検討委員会の第9回住民会議を開催させていただきたいと思いをします。

まず、事務局から資料の確認とお願いをいたします。資料につきましては、お手元に次第がございますが、その下に配付資料一覧がございます。資料につきましては3種類、参考資料3種類、計6種類の資料を準備しております。不足しているものがございましたらお申し付けいただきたいと思います。

それと、本会議中は審議の妨げにならないよう、携帯電話につきましてはマナーモードか電源を切ってくださいよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、以後の進行につきましては大橋座長様、よろしくお願ひいたします。

2 議事

大橋座長 皆さん、こんにちは。久方ぶりということになりまして、皆さんがお元気な顔をお見受けさせていただいてありがとうございます。石津さんが若干遅れるということで、今日は全員そろっていただけるようだとお聞きしておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、滋賀県流域治水検討委員会、第9回の住民会議をただ今から開催をさせていただきます。まず、事務局のほうから今日までの経過を含めまして、本日の内容についてご説明をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

事務局説明

事務局 中川 流域治水政策室の中川でございます。本日はお忙しいところをお集

まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の討議内容につきまして説明をさせていただきます。昨年12月に実施しました第8回の住民会議では、「水害から命を守る地域づくり 滋賀県民宣言」について取りまとめたいただきました。昨年12月13日の流域治水シンポジウムにおきまして、1つの成果として知事に提出していただきました。その提出していただいた資料については、参考資料1という形で添付をさせていただきます。本日は住民会議の最後の諮問内容である「流域治水の県民への普及と協働で取り組む方策に関すること」について議論していただきたいと思っております。会議の最後には一般傍聴の方のご意見を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、活発なご議論をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

審議

大橋座長 それでは、今、事務局のほうから説明がありましたように、今日までの経過の状態を説明いただいたわけなんです。昨年12月13日に知事への提言という形で取りまとめさせていただきます。ただ今はこれから県民に対して、この意見書なり、またPR活動、広報活動をどのようにしていくべきかという形で取りまとめさせていただきますということになりますし、最後の諮問内容について皆さんのご意見をいただきながら、これからの治水対策についての考え方について、住民に浸透させていきたいという思いでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局のほうから再度内容についてご説明を賜ります。よろしくお願いいたします。

事務局 中田 それでは、私から資料1の「滋賀県流域治水基本方針(原案)」につ

きまして、前回12月1日の第8回のこの会議で最後に説明をさせていただきましたが、その後の経過などについて簡単にご説明を申し上げます。

この基本方針(原案)につきましては、市町とともに検討しております行政部会、また県庁の庁内で議論しております推進部会に、それぞれ原案を提示いたしましてご意見を伺っているところでございます。この内容につきまして、いろいろとたくさんのご意見をいただいております。特にそれぞれの主体の責務、役割をもう少し明確に書くべきであるとか、もう少し時間をかけて議論を進めていこうというような提案、ご意見も出てきておりましたので、前回は今年度末の策定を予定しているとの説明をしておりましたけれども、引き続き議論を深めまして、さらに検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。それに伴いまして、前回統合部会ということで、学識者の皆様と市町の皆様の代表、そしてこの住民会議の代表といたしまして大橋座長様と杉本委員様に入っていた形の会議につきましても、来年度に延期するというようなところになりましたので、ご了解いただきたいと思います。

それと、滋賀県の来年度の予算の中身について若干説明をさせていただきます。具体的には、中を開いていただきますと14ページでございますけれども、いろいろと水害に関する危機管理の迅速化という中で、2番目に「避難勧告基準などの明確化」というものがございます。市町の皆様が避難勧告などの基準を定めていただくわけですが、それに対しまして河川管理者である県として、その判断基準となる情報をお渡ししていこうという取り組みを来年度考えているところでございます。それと、15ページの「ハザードマップの有効活用」ということで、それぞれの地域の地区別避難計画づくりとか、訓練など地域でハザードマップを様々な活用していただくということを掲げておりますけれども、こ

れに対しましても県としては市町の活動に対して補助をしていこうということで、基本方針（原案）に掲げました内容の具体化に向けまして、21年度予算案に計上して、今、審議をさせていただいているところでございます。それと、19ページにございます「実効性を確保するために」というようなことで、「水害に強い地域づくり計画」というものを、それぞれの地域で住民の皆さん、市町の皆さんと一緒につくっていこうというふうに記載をしておりますけれども、これにつきましても、3地域で実際に策定をしていこうというようにすることで予算の計上をさせていただいているということでございます。

以上が21年度予算に対しまして、この基本方針の実現化に向けた予算を計上して議論を進めさせていただいているというところでございます。ご紹介をさせていただきました。

事務局 瀧 それでは、次は資料2の内容について説明させていただきたいと思えます。お手持ちの資料2と前の大きいスクリーンに映っているものがございます。

【スライド1】本日審議していただきたいテーマとしては、流域治水、これまで議論していただきました「流域治水の県民への普及と協働で取り組む方策について」ということで議論していただきたいと思えます。そもそも滋賀の流域治水とはどういうものなのか、これまで議論いただいたようなことです。また、だれがだれに伝えて普及するものなのか、だれとだれが協働するものなのか、また県民一人一人が水害リスクを正しく認識し、みずからも水害に対峙する覚悟を持ちながら市町、県、国がそれぞれの役割を果たしながら協働するためには、私たち、行政、専門家、住民にどのような努力が必要なのかといったようなことについてご議論していただきたいというふうに思います。

そこで、県として、こういったテーマに

基づいてどのように進めていったらいいのかということいろいろアイデアを集めました。その内容について、これからご紹介していきたいと思えます。その内容、キーワードが「つなぎとひろがりの仕組みづくり」ということで、主体間、世代間、あるいは老若男女、いろいろな広がりを持っていくような仕組みづくりが必要だと。また知識・知恵ですね、昔からの知恵、さらには最近新しく科学的に得られた知恵、そういったものの蓄積とわかりやすい発信が必要と。また、協働のきっかけづくり、特に提言の中にも書いていただいたんですが、行政職員のあり方みたいな話ですね。

ちょっとこれは私事になるのですが、私も来年自治会の自主防災会の会長に立候補しまして、ここで勉強させていただいたことを自分の自治会でもしっかりとつないでいきたいなというところで、承った提言を一つ自分なりに実行していきたいというふうに思っているところです。

【スライド3】これはおさらいになりますが、滋賀の流域治水というところで、これまでは一定規模の洪水を河道内で安全に流下させるといったことを粛々とやってまいりました。ただ、河川整備にも限界があると、また危機管理にもいろいろな限界があるし、コミュニティも脆弱化していると、水害意識も低下しているといったことで、とにかく人々の命を守るということを最優先に考える治水対策というものが必要だろうというところで、流域治水の考え方を示してございます。

【スライド4】滋賀の流域治水の考え方としては、できるだけ川からあふれないようにする、しっかり維持管理をし、河川整備をする。河川整備の中には改修、放水路、洪水調節施設なども含まれます。また、堤防強化をする。さらに、あふれてから流れを弱めるような工夫、さらに水がたまりやすい場所に無防備に人が住まないような工夫、あるいは道路を少しだけ高く上げる、あるいは家を高く上げることが皆さんにし

っかり情報に基づいてやっていただけるような、そういうサポートをしたいと、そういった内容です。

【スライド5, 6】またもう一つ、それぞれ地域防災力を再生していくということで、これも今まで中心になって議論していただいた内容です。こういった議論をさらに深め、明確に方向性を示していただいたところで、皆さんに滋賀県民宣言という提言を頂戴したところです。

【スライド8~10】具体的に、「知識・知恵の蓄積と発信」ということで、例えばこういう雨量のデータの統計の結果ですね、あと地球温暖化が進むと安全度が下がりますという結果、あるいは滋賀県だけ台風のルートがずれてたまたま水害が起きてなかったのだろうといったようなこと、これは今まで皆様にデータができ次第常々お見せしてきたものです。

【スライド11~13】さらに、滋賀県の河川整備の見通しですね。あるいは、それぞれの川の流下能力の評価。これはずっと作業中と言っておりましたが、作業が終わりまして、今、公表に向けて国土交通省で準備していただいているところですので、やっと皆様に見ていただけるという状況になっていると思います。これは一覧にまとめたもの、参考資料の中でA3でこのような形で公開されますよという事例としてお渡ししております。この絵が参考資料の中に入っています。あと、前回お見せした図は川ごとに安全度を色分けしたものでしたが、見にくいということもありまして、見やすく、さらに左右岸を別に評価したといったものを公表される予定です。

【スライド14, 15】さらに、ハザードマップは安全マップだといったお話で前も議論させていただきました。長浜市でゲリラ豪雨が合ったときに、どちらかという安全だという地域で被害が起こって、姉川だとか高時川だとか大きな河川はあふれなかったのではないかとといったようなお話もありました。そういった中で、大きな川があふれ

る前の内水氾濫も示せるような氾濫解析というものを流域治水計画として進め、ある程度は形になってきました。もうしばらくたった後に、皆様に見ていただける程度のレベルになるんだろうというふうに考えております。

【スライド16】今、開発中なのですが、例えばどのように見えるかといったところで、1つアニメーションをお見せしたいと思います。これは、ちょうどこの横に流れているのが姉川ですね。このあたりが長浜の中心市街地になります。内水を考慮したシミュレーションをするとどのようになるかということ、これですね、時系列で起きていきますが、最初は何もないんですが、6時間後、7時間後、8時間後、9時間後、この内水がまだあふれています。このとき10分の1の雨を降らせていますので、姉川・高時川はあふれません。こういう小さい水路からあふれてくるといった状況です。ですので、姉川・高時川があふれる前に、実は周りが浸水していて避難が難しいといったような状況もわかるように、身近な水路がどんなふうにあふれるのかということシミュレーションするといったことを県では試みています。

【スライド17~21】さらには、皆様のお手元に自治会のアンケート調査の結果ですね、地域防災力の高い、低いというような定量的な評価の結果というのも、これまでの会議の中で提示してきたものです。具体的な場所と点数の分布図は参考資料の中につけさせていただいておりますので、ごらんください。さらに、こういったアンケートですね。これも今まで皆様にお見せしてきたものです。こういったものも継続的にとっていく。

【スライド22】あるいは、パソコンで見られるように、県のホームページ、これは琵琶湖博物館ですが、水害写真のデータベースが既に公表されています。

【スライド23】今回、流域治水政策室では、そういった水害写真だけではなく、水害の

記録、記憶、備えのデータベースということで、その水害の具体的な記録、写真も含めてどこまで浸水したのかといったこと、あとは記憶ですね、その経験をされた方の語り、あるいはどんなふうに備えるべきなのかといったことを、場所と時間でデータベースとして整理する。これまで様々な流域治水政策室でアンケートをとらせていただきましたり、シンポジウムのたびに皆様にいろいろ情報をいただいたものを蓄積し、さらに各市町で町史などの話をまとめています。このあたりの水害に関する記事をすべて統合して、1つのデータベースにして、いつでもだれでも見られるものをつくろうと今作業をしております。

【スライド24】これは琵琶湖河川事務所さんのホームページです。これは、航空写真のある部分をクリックすると、ここは琵琶湖浸水でどれくらい深く浸かりますよということが見ていただけるようなシステムをつくっております。こういったものを皆様にわかりやすくご提供していくといったことは、流域治水の普及と水害リスクを正しく知っていただくということで重要なのではないかと考えています。

【スライド25~27】また、こういった石碑ですね。そういったものに代わるものとして、これは琵琶湖河川事務所さんの取り組みなんですが、草津市のあおばな館というところで、琵琶湖の浸水があったらこれくらい浸かりますよといったことを、このように皆さんの目につくようなところで掲げているといったことをしております。

【スライド28】県でも、先ほどご説明申し上げた予算の中で、こういった、これくらいの浸水がありますよ、あるいはこっちに行く安全な避難所がありますよといったような情報を町の中で提示するといったことも市町さんと協力し、援助しながら、しっかりとさせていっていただきたいというふうに考えているところです。

【スライド29,30】また、自主防災会の会長に就任するといったところで、あなたの

仕事は何をしているのと自治会の方に聞かれて、水害の担当をしますと言ったら、「水害のときに何をしたらええかすぐわからへんからわかるような情報を書いてくれ。3行か4行ぐらいでみんなにわかるようなものがないと動かれへん」という話がありました。そういったことも含めて、簡単に絵でもかいて、1・2・3で何をしたらいいのかわかるといったような情報をしっかり作り、しっかり皆さんの目につくようなところにアピールしていくといったことも我々行政の仕事であろうというふうに考えております。

【スライド31】さらに、家庭でできる簡易水防工法、これはある地区のハザードマップ等に既に載っているようなものです。こういったものも、広く皆さんに知っていただけのようにしたいというふうに思っているところです。

【スライド32,33】さらに、こういった知識をつなぎ、世代間でも主体間でも、さらに老若男女いろいろな方々に広げるという取り組みとしては、住民自ら地域にまつわる言い伝えを集約するという作業をされているといったところで、つなぎの作業があるという事例です。

【スライド34】あるいは、ハザードマップを地域の方も交えて一緒につくっている事例、これも何度か紹介させていただいています。

【スライド35】あるいは、水害図上訓練。これは静岡県さんから勉強させていただきまして、流域治水政策室でも実際に県内初で11月に石部町の西区というところでさせていただきました。地域を歩いていると、その地域ごとに、例えばこの地域だったら浸水深は、あまり深くないから危ないときには2階に行ったほうがいいですねとか、地域に入っていくと具体的な対応の方法もお示しできるということで、こういった出前講座のようなものも非常に重要だろうというふうに考えております。

【スライド36】さらに、子供を介したりス

クコミュニケーション、これも何度かご紹介しました。子育て世代については、子供は心配だけれども災害なんかには無関心だといったところですね。子供を介して災害、水害のリスクをしっかりと広めていくという活動ですね。

【スライド37】これは三世代型調査ということで、北井委員もかかわっておられたような調査なんです。これについては古老の話を子供たちが聞いて、さらにハザードマップをつくるという試みです。

【スライド38】あるいは、副読本。守山市さんの副読本の中には野洲川の自然と一緒に、改修が終わっても安全とは限らないから、ちゃんと備えなければなりませんといったような内容がしっかりと書かれているという内容です。

【スライド39】あるいは、これは横浜市の事例なんです。学年ごとにテーマを決めて防災活動に参加すると、1年生はマップづくり、2年生は地域の人たちと合同訓練、3年生になると救命救急の実習といったようなステップで、子供たちの世代から防災、水害に備える、災害に備えるといったような教育がなされています。

【スライド40,41】さらに、子供防災キャンプ、ちょっと事例が多いのでちょっと端折らせていただきます。あとは、台風水害を風化させないということで、古老の方からまず子供たちがお話を聞きます。聞いたときの感想をそのままタイムカプセルに入れて後で見るといった、今の自分から将来の自分に災害の恐ろしさをつなげるというような活動をしているといった事例です。

【スライド42】あるいは、これは地震の事例なんです。ファミリー層を対象に例えればかえっこバザールですね。防災だけだったらあんまり楽しくないといったようなこともこの場で多く議論されてきましたが、この中でおもちゃの交換だとかそういったものと絡めながら防災の知識や技を学ぶといったこともされていたり、あるいは人形を使って避難救助の体験、あるいは防災体

操のようなことをされています。

【スライド43】さらに、校内宿泊体験ということで、宿泊をしながら防災、災害時の対応を学ぶといったことで、子供たちにとって宿泊体験というのはかなり思い出に残りますので、こういった取り組みを宿泊体験と組み合わせてやるということについても一つの普及の大きな方法なのではないかというふうに考えております。

【スライド44】また、これは保育園での取り組みなんです。災害が起こったときにお父さん、お母さん、保護者の方がちゃんと迎えに来て引き渡せるのかどうかといったことを保育園でチェックする。こういったことをきっかけに子育て世代の方々にも災害に対する興味を持っていただき、自ら備え助け合うといった流域治水の考え方をしっかりと普及できるといった取り組みの一つだというふうに考えられます。

【スライド45】また、わかりやすい取り組みとしては、北上川で水害かたというのがつくられたことがあります。水害の北上川にまつわる教訓だとか、今までなされてきた水害の経験、さらにこれまで連続と築かれてきた河川改修などの対策について、わかりやすいかたにして、こういった遊びの中で普及、啓発していくといったことの試みがなされています。

【スライド46】さらに、子供水防団ということで、こういったはっぴを着て、水防団になったつもりで経験するといったことで、子供の幼児体験の中から水害に対する備えの大切さというのを学ばせていこうといったような取り組みがなされています。

【スライド47】さらに、これは水害に限った話ではないですが、内閣府あるいはその他の団体が協力して、防災カフェといったものがなされています。これはちょっとした備えだとか知っておきたい知恵、大事な人や自分を守るすべを伝える場なんです。が、気楽にコーヒーでも飲みながらといったところですね。例えば主婦層の方々も対象になっておりますので、例えば貴重な食

糧の使い道ですね、災害時のレシピはこんな方がいいのではないかとといったようなことが出前のカフェでなされているといったような情報もあります。

【スライド 48,49】ちょっと時間がないので飛ばして行って。さらに、障害をお持ちの方も地域の住民として訓練に参加することで、災害時要援護者の方々についても、どのように本番で対応するのかというのを地域の共有の知識として持っておくといった取り組みがなされています。

【スライド 50】あるいは、外国籍の方、特に避難情報などが英語で発令されているといったことはありませんので、そういう最小限必要な情報については、情報弱者になりかねない外国籍の方々にはしっかりとお伝えしておくということも流域治水の1つの普及、啓発、協働を進めていくためには準備が必要だろうというふうに考えています。

【スライド 51】これは静岡県の土木事務所の事例なんです、例えば子供たちを集めて泥水トレーニングというのをしています。これはバケツですね、深さでいうと45cmとか50cmぐらい、そこに近所の川の土を一握り入れると足の指先が見えないよねというようなことを子供たちの前でやってみせると。さらに、この道路がちょっと浸水していて、こんな泥水の中で歩いて危ないところはどこやろうかというのを子供たちと土木事務所の職員と一緒に歩きながらチェックをし、そして地図にすると。さらに、このあたりが浸水したときの被害経験を聞くという一連のプログラムとして、土木事務所でも取り組まれているといったことがなされています。

【スライド 52】さらに、行政だけではなく、河川レンジャー制度といったものが国土交通省のほうでなされています。これは流域住民と河川行政、流域住民同士のつなぎ役と、コーディネーターとして現在も様々活躍されています。被害経験の聞き取り、あるいは子供の防災学習支援等々、幅広く活躍していただいて、川、行政、地域

のつなぎ役として活躍されています。

【スライド 53】同様の仕組みというところで、2009年4月には県の河川管理パートナーといった制度を開始させていただくということになっております。河川環境保全についての普及、啓発、河川についての多様な情報収集活動ですね、月2回以上は必ずしてくださいと。あとは、パートナー会議ですね、それぞれどんな活動をしたのかとか、連携強化をするためにパートナー会議を行いながら活動を高めていくといったような仕組みを現在考えているところです。

【スライド 54】さらに、今回ご案内していますが、3月29日に淡海の川づくりフォーラムということで、水辺にかかわる官民あわせた各団体が一堂に集まって、うちはこんな活動をしている、うちはこんな活動をしているということで、交流を経て、それぞれの活動をほめ合う仕組みですね。このときには知事にも1日参加していただいて、さらに一番きりと光るような取り組みについては県からも表彰させていただき、それも皆様で選んでいただくといったような仕組みで、できるだけこういったものを定期的に開催し、滋賀県内の川にかかわる、あるいは川とまちづくりにかかわる皆さんの橋渡しといったところで、一つ提言でいただいたようなものを実現していきたいというふうに考えているところです。

以上で事務局からの説明を終わります。

大橋座長 ただいま事務局から、いわゆる基本方針の件、これは昨年11月につくられたわけなんです、それから以後は十分審議がされていないという形でございますけれども、その方針の件で、また予算づけも若干をさせていただくという形も説明をいただきまして、あと県民に対する普及と協働についてということでご説明をいただきました。県民に対しての普及並びに協働の取り組みについてはどのような方策で取り組んでいくのかということで議論を進めていきたいと思っておりますので、各委員さんのほ

うのご意見をよろしく願い申し上げます。
はい、成宮さん、どうぞ。

成宮委員 失礼します、成宮です。この第9回の住民会議ということで検討資料をたくさん送っていただいたんですけども、最近私ちょっと頭を悩ませているものがありまして、協働という言葉はどういうふうに確認していったらいいのかなということがあります。NPOもそのうちの1つだろうと思いますし、それと自治会というものの存在もどういうふうな感覚になるのかなと。いわゆる協働という言葉の中に、どこまでを協働というスタイルで基本的な理念としてとらえていったらいいのかなというのが最近気になってしょうがないんです。その辺、事務局のほうでも、治水が考える、あるいは土木交通部が考えるということでもいいんですけども、その辺でどういう定義をもって行政としてタッチをされているのかなということで、もしお答えできるのであれば、まずしてほしいというふうに思うのですが。

大橋座長 今、成宮さんのほうから、今回もこの普及及び協働という言葉が出てくるわけですが、確かに協働という言葉自身が十分県民に理解をしていただくということについてはいささかという点もあるのではないかと思います。成宮さんほうから協働の定義というのか、意味というのか、これに書かれておる状態について事務局のほうから説明をいただきたいと思いますが、はい、成宮さん。

成宮委員 「協働ネットしが」のところに、いわゆるNPOの4通りの意味とかそういうものが、協働というタイトルのもとに述べられています。こうすることで、本当にこの協働のガイドブックに従って行われる協働というふうな言葉に理解をすればいいのか、あるいは辞書に書いているような協働という格好で、いわゆる協働形成を

とっていくのか、この辺をちょっとお答えしていただいたらなというふうに思います。その1つに「協働ネットしが」のところに、ネットで調べていただくとこれわかると思うんです、ピアザ淡海のところにありますから。また後でも結構ですので、県としてというのか、あるいは部としてというのか、河川管理者としてという状態になるのか、その辺を一つお教えいただけるとありがたいなと。今日はこの気持ちだけで来ます。

大橋座長 齒黒さんも同じ関連で。

齒黒委員 はい。それが、答えになるかちょっとわかりませんが、私はNPO蒲生野考現倶楽部で毎年夏休みの最初の土曜日に「かいどり大作戦」という環境体験活動をしています。「かいどり」というのは先人の方に教えてもらって、魚つかみをするのですが、平成2年から去年で19年になります。この事業は、県の振興局の方と、地域の方と、教育委員会、ボランティアの方が、私たちと一緒にしています。

毎年200名から250名ほどの子どもが参加します。これだけの人数が一度に入れる場所は少なくなりました。他にないので毎年ここでしています。準備は1週間前くらいから川の草刈りとか掃除をするのですが、東近江地域振興局の環境課の方と私たち蒲生野考現倶楽部とが草刈りをしてますと、「今年も来てくれるのか、ご苦労さんやな」と言うて近所の人も、「あしたも掃除するからまた来てくださいね」と言いますと、地域の方も手伝いに来てくださいます。危ない流木とか汚いごみとかがたくさん流れてますので、それをみんなできれいにする。それが協働ではないかなと私は思っています。

大橋座長 今、齒黒さんから、自分ところの考現倶楽部で取り組んでいる内容がいわゆるこの定義のものに合うのではないかと

要するにいわゆる住民、県民の皆さんとともに一緒に知恵を出し汗をかき、一つのことに取り組んでいくというようなことやないのかというような状態が今、提案あったんですが、確かにそういう大きな意味もあるのですが、ここで協働、協働が最近特によく位置づけられていますので、この部分について明確に県のほうの考え方としてあるとなれば教えていただきたいなと、こう思うのですが。

成宮委員 実はこれ、1999年に「県民の社会貢献活動促進のための基本的な考え方」として、滋賀県はこういうふうに言っておられます。「共通の目的の実現のために、それぞれが自らの役割を自覚し、ともに考え、ともに汗を流して取り組んでいくこと」というふうになっているんですね。この中で、では、NPOとの関係はどうなるかと確認をしてみると、NPOには非常に多くの存在があるということなんですね。行政が取り組んでいるNPOというのと、いわゆる一般の市民が考えている理念というものにはかなり食い違いが生じているというふうに思います。

最終的に聞きたいのはどういうことかと言うと、その協働の中に自治会並びに町内会と称するものが同義的に、同一的かどうかというのかな、とらまえることができるのかどうかということなんですけれども、最終的に確認をしたいのは。このお話、この今の説明によると、個人そして出前講座の活動、目的になっているのはやっぱり自治会のような感じがするんですね。自治会も、法における自治会と、いわゆる単なる地縁団体と両方ともあるものですから、それを行政上どういうふうな配慮の中で行われるかということなんです。それを知りたいということなんですけれども。

こういうところに書かれるに当たって、やっぱり一つの理念というのかな、住民とはどういうものとかそういう定義をきちんとつけてからやっぱり話すべきではないかな

と思うんです。非常に広義な解釈と狭義な解釈と両方ありますから、そこのところだけきっちりやっぱりつけてから入るべきではないかなと。出前講座に行かれる方についても大変だと思います、そこのところをきっちりしておかないと。というふうに思いました、上手にしゃべれませんが、だれか手助けをお願いします。

大橋座長 事務局のサイドのほうで、この件についての考え方というのか、定義づけというのか、その辺についての考えを教えてください。

事務局 中川 基本的には、成宮委員が言われたように、行政の役割、それと住民の役割をそれぞれ果たしていくことを目指すという形で協働という言葉を使わせていただいているのですが。また、NPOについても、例えばNPOができた当初、結構行政が何かボランティアとして便利に使うみたいな感じでそういうのがあったんですが、今はどちらかというとNPOさんが独自で考えていただいて、また行政にそういう提言なりそれぞれやっていただくという形で変化してきているのかなということで、やはり最終的には住民自らがその考えや役割を果たしていくということと、行政が必要な役割を果たしていくということが最もいい協働ではないかなと思いますが、各委員のまたご意見をいただきたいと思います。

事務局 清水 私の個人的な意見でございますけれども、以前は何か事業をやるといって行政が一方的にやっていたということがございました。住民の方とのかかわりを持ちながらやるということ、それは個人であろうと、成宮さんがおっしゃっていますように自治会あるいはNPOとやるというその特定ではなくて、いわゆる行政側からすれば相手方はそれぞれあると思いますが、行政が一方的にやるのではなくてともにやろうという発想から生まれ

てきたのかなという感じがしてきます。

その中で、そのやっている内容がだんだん大きくなってくると、やはりおっしゃっていますように責任問題とかいろいろありますし、そうした中で行政は行政の役割、それから住民は住民の役割、自治会は自治会の役割、それぞれいろいろ、NPOはNPOの役割とかいろいろあるんでしょうけれども、行政側からすればそういった方たちと何かでかわりを持っていくというふうに考えるのかなと、あまりはつきりしませんけれども、びしっとした定義があるのかと、改めて言われますとちょっと思い浮かばないというのもあるんで、私の個人的な意見で申しわけないのですが、そんなふうに考えています。

事務局 瀧 先日、子育てのNPOさんが「防災教育をしたい、そのときに知識がないので行政からちょっと応援に来てほしい」ということを言われました。私たちは自治会にも出前講座に行きます。そのときは、自治会長さんだとか逃げる側の住民さんにとって不足している情報を私たちはお伝えするし、その方々が欲しがっている情報が何かとか、その方々しか知らない情報をお聞きすることができます。それは、そういう協働の形だと思います。水害を減らしていくという協働の形。

先日行かせていただいたNPOの方は、子育て世代にどうしても水害で危ないというのを知らせたいのだと、そういう方法をちょっと一緒に考えるときに、ハザードマップをどう見たらいいのかということを行行政として解説してくれないかというところで、呼びいただいてお話をさせていただきました。

その中でいろいろディスカッションすると、私も行政の立場でハザードマップの説明をするのですが、自主防災会の会長としての悩みもありながら一緒に話をしたので、私個人としても協働できたし行政としても協働できたということがありますので、一

つの目的に向かって、清水技監もお話しさせていただいたとおり、1人であろうと住民団体、地縁組織であろうとNPOであろうと、とにかく水害で人が死なないとか安全に暮らせるといったところで協力できる主体がそれぞれあるのであればいかようにもつながればよく、それがここで言う協働なのかなというように感じています。

成宮委員 基本的に、NPO法人という場合とNPOという場合とは全然違いますから。だから、県としてNPOとして、法人ではない、法人をとった部分として全部をそういった、ひとからげでNPOと見るというのが大体の行政のやり方だと思うんです。そういうふうな理解をしていいものかどうかと。お話によると、どうもそういうふうな感じですよ。だから、このNPOという言葉に惑わされないようなやり方しておかないと。

どういうふうになるかということ、今の私たちの地域の自治会長さんというのは何かボス化しているんですよ。役場の自主防災組織の中でも多分それは感じておられるだろうと思うけれども、町の配り物をするとかそっちのほうの主になってしまって、こういう新たなことに取り組むためのノウハウを初めとして力がなくなっているんです。だから、ある一定の人がそういうことをやるということのみをみんなを引っ張り込んでいるというのが状態なんです。そういう状況の中でこういうものを一気に持ち込んだときに、さてどうなるかなというのが最終の悩みなんです。地域住民であり、そして以前は区長をしていた人間として、そういうふう感じたわけですよ。

だから、そこをうまく入れるような形にしておかないと、並の努力では無理だと思います。多分そこが一番の壁だったと思います、入られて。ここを誘導するのは、今そこにあったみたいに地域の間、地域のみななどしてみればベンチャーですよ、ある程度。そういう人がどういう形

でまず種を植えていくか、そこのところ、これは町ではなかなか難しいですね。今は行財政改革も大変な状況になってますからね、1万2000円配るのも大変ではないですか。その中でこれをやっていくのは物すごく住民としてはニーズが高いんですよ。高いのだけれども、それをどういう格好で、「また役場が言うてきよった」という格好になるのか、ここのところ、ここの人間をうまく使うか、そういうときに何かそういうふうな方向で行かないと無理だと思えますね。そこところが、どうも机上論みたいな感じがしてしょうがないんです。経験された方がやっておられるんだろうと思うのですけれどもね。何かまとまりのない、愚痴みたいになってしまいましたけれども。

大橋座長 中村委員。

中村委員 私もこのテーマを知事さんからいただいているわけです。これを見たときに、協働という意味について少し定義をきちっとしておかないとおかしいのかなというふうに直感的には思いました。でも、やはり協働というのは割ともう少しやわらかく幅広く解釈をしているのではないかと。

要するに、行政と住民と、またそういうNPOというのか活動をしておられる方々と三者が一体になってやっていくと、その場合に濃淡があると思うんですよ。例えば出前講座をやるとした場合に、住民が自主的に呼んで役所のほうから説明してくださいよというものも、これも協働だと思いますし、また活発にNPO団体が活動しておられて、NPOというのか、これはボランティアというてもいいのかもわかりませんが、ボランティアのほうで活発にやろうということで行政なり地域の住民を巻き込んでやっていくというふうなやり方、そして、もう一方的に行政のほうがどうしても住民にこういうことを意識づける必要があるというふうに考えて、氾濫は起こるよと

いうことをどうしてもやはり地域として植えて、そしていわば自主防災会をつかっていただいて避難訓練をしてもらうというふうなことで、積極的に呼びかけて住民が参加していくと、ただ単にそういうふうな形も協働ではないかなと思うんです。

ですから、協働と言った場合に、定義は非常に一口で言うのは難しいですけれども、幅をもってやっていけばそれでいいのではないかなと、その実態に即応してやっていくということではないかなというふうに、僕は最終的に今日はそんなことで、このテーマについて、審議していただきたいテーマということではされていることについて、やっぱり普及とみんなと一緒にやっていくためにどうしていくのかなというところを議論していったらいいのではないかと、そんなに定義をきちっと、犯罪の構成要件をきちっとやろうかというふうなことではないのではないかなと、こういうふうに思いますのですけれども。ここで議論をすればいいのだろうというふうに思いました。

大橋座長 成宮委員さん。今日まで、成宮さんがおっしゃったように、自治会活動はいわゆる市民との協働というような形で、物配りしているだけが協働やというような状態で認識しているのが現実やろうと。今日まで、平成9年ですか、河川法が改正になってから、いわゆる地域の住民の声を反映せよというようになってきたことではないかと思いますが、そのころから、行政と市民、県民と一体となった、いわゆる治水対策、いわゆる河川改修等々が織り込まれたんじゃないかなと。そういう意味において、やはり行政だけではなしに、市民、県民を巻き添えにしてという言い方は悪いですが、一体となって取り組んでいく必要があるという意味での、先ほど今、中村委員の言われた広い意味での協働だということで、一つのものにぐわっとう、いわゆる定義づけてしまうと非常に動きづ

らくなるのではないかなという形で理解をさせていただいていいのかなと思うんですが、その辺はどうなのでしょう。

成宮委員 別に構いません。NPOの情勢の中でも、滋賀県は4通りぐらいの感覚で動いておられますからね。だから、その辺だけをきっちりつくっておくことです。一つのベースとしてね。

大橋座長 はい、ありがとうございます。わかりました。ちょっと多々納先生のほうから何か言葉がありそうですね。

多々納アドバイザー これは、ここの諮問というのもあるのですけれども、最初の資料1の9ページを開いてみてもらえますか。これ自身がまだ完全版ではないというか原案だということなので、ここだけを取り上げていろいろ議論するというものはないのかもしれないのだけれども、ただ、ここで出されています流域治水のいろいろな「治水対策の基本的方向」というところで、これは決意表明ですよ。だから、ここにはきちっと少なくとも書いておかねければいけないのだろうと思うわけです。

その中で書いておられる幾つかの中で、まず1番目のものが「行政主導型治水」から「住民と行政との協働型治水」と、こういうふうなうたわれておるわけですから、具体的に、では「住民と行政との協働型治水」というのは何かというのがわからなければいけないわけだと思います。中を読んでもおりますと、やはり説明してあるのは「住民と行政との協働型治水を目指す」と書いてありまして、ちょっとわかりにくいと。多分、もっと一体として取り組むとか、あるいは住民の意見を治水整備に反映するとか、何かもう少し具体的な説明が必要なのではないかなと。そういう意味で、先ほどの協働というふうに取り組む方策というのをおっしゃるのであれば、治水整備の話も協働なのだということに思うのは思うの

ですけれども。

次に、先ほど成宮委員がおっしゃったところの話の中で、私がなかなか追いつけないのですけれども、どういう議論がポイントだったのかと。ただ思いましたのは、もともとある地縁的つながりである自治会といますか、それはコミュニティーと言いますよね、これに対してNPOとか後から目的を持ってできている集団というのは、これはアソシエーションと多分言うんですね。

要するに、アソシエーションのほうは入ったり出たり、どちらかという基本的にはできるのですけれども、コミュニティーというのはそこにいれば普通は入っているものになってしまうということで、どちらが協働の担い手なのかと、あるいは両者が担い手になり得るのかと、こういうことではないかなと思うんです。

そうしたときに、ここで方策を考えるに際して、アソシエーションもコミュニティーも両方ともうまく役割を果たしていただくにはどういう仕組みが具体的に書き込まれている、あるいは考えられているのかという部分については、考えていっていると言ったほうがいいのではないかなという気がいたしました。要するに、確かにコミュニティーのほうの話というのは、自主防災会とどちらとしてとらえるべきかわかりませんが比較的よくわかるのかなと。

ただ、アソシエーションであるNPOの方々の協働というやり方について、どういうやり方があるのかなと。むしろ多分、ここに書いてあります「住民と行政との協働型治水」と書いてあるところの中の具体的な進め方ですか、要するに川づくり会議なのか川づくりフォーラムなのか、あるいはさっき一番最後に書いてありました「水害に強い地域づくり計画」ですか、こういったところに一体どういう方々がどういう形で参画されてどういう意見を言っているのか、そういう話なのかなというふうに半分思ったりしたんですけれども。具体的

に多分今は妙案をお持ちではないのではないかなと思うんですが、そのあたりについてこちらから議論というか、こんなのがあったほうがやりやすいというふうに申し上げるのが多分いいのだろうと思うんですけども、ちょっとそこは図りかねてますけど、いかがですかね。そういう方向でいいんですかね。

そのようなので。では、そうすると、やはり、例えばこの「水害に強い地域づくり計画」なり、あるいは実際に今の普及計画と書いてありますけれども、これらを実際に進めていくときに本当に何があげられるのだという議論、これをやり出したとしても1回で終わるのかなと思うくらいいっぱいあると思うんですよね。ただ、せっかくだから、ここについていろいろ議論というか、意見を申し上げるということはあったほうがいいかなと思います。

ただ、やはり前のときでも議論に出た中で、やはりまだ実現していないというか、恐らくもっと組織立った対応というか、そういった部分が重要だというふうに皆さんご指摘になっていたと思うのです。川づくりについても、例えば住民参画といっても、あるいはNPOとか、あるいは自治会とかの参画といいましても、それが実際に具体的にどういう形で進むのかというロードマップというか考え方とかといったものが多分要ると思いますし、ではそれ以外のところの川づくりではない部分というのも流域治水のところたくさん入っているので、そこについて、ではどういうふうに、事例はたくさん見せていただいたんですけども、これをどう編み上げるためにどういう役割を果たし得るかという議論ですね。これはNPOとしてとか住民としてとか、あるいは僕ら学識経験者としてとかいろいろあると思いますけれども、そこについて何か例えばこういう原案とか考え方とか、ある程度示してもらったほうがやりやすいかなとは思っているんですけどね。何かすみません、何かとりとめもなく。

大橋座長 今、多々納先生のほうから助言をしていただいておりますが、私も同感だと思うんです。例えば昨年12月の第8回、知事への提言をさせていただいた。それから以後、今年度中に、いわゆる滋賀県の川づくりやとかNPOや、いろいろな形で川にかかわりの方たちが一堂に寄って一遍ディスカッションをしようと、今日の今日まで我々が治水会議をやってきたところやいろいろな議論をした中で、次の21年度からどういう方向で行ったらええのか、みんなと考えましょうやと言うてきた経過があるのではないかなと思います。

それが、ちょっとしばらくの時間のプランクがあって、最後の締めが、次これからどういう状態でやっていこうか、普及していこうか、協働で取り組みをどうするのかということがいきなり出てきているものですから、我々みんな委員それぞれが、そういう頭が、ちょっとしばらくの期間で飛んでしまっている状態があるんですよね。

だから、それで今言われたように、要するに県がこれからいわゆる21年度に向けてどういう方向でやっていこうとするのか、その辺を先ほど事務局のほうから、いわゆる予算のほうにも3つぐらいのモデル、モデルというのか、なのですけども、そういう取り組みの中で、いわゆる県民と協働でやっていきたいというようなことが見え隠れしたのではないかなと思うのですが。

それと、基本方針のこの分については昨年11月から止まっているんですよ、それからの会議が。その中で、我々住民の代表も2人ほどそこへ出席させていただいて意見を述べるということになっておったのですが、1回も召集されてない。そういう中で、ちょっと今もう一遍もとに戻して、その3カ月、4カ月先に戻して、それからもう一遍県民の普及をどうしたらいいのだと言われると、ちょっとそこの中が切りかえが難しいのが現実なんです。

いきなり協働だという話から今、入って

きたわけですが、要するに県としての方針、考え方はこうなんだと、しかし我々が1年をかけてこの住民会議をやってきた中では、もっと県民に対して普及活動やとか、また協働で取り組むことだとかいうことは、こうではないのか、ああではないのかということに入ってこない、なかなか今日短時間のうちにこのことをまとめて新たな状態でやっていくのはとても難しいのではないかなと、こんな感じがするんです。

精いっぱい、今日この限られた時間の中で、これから県民の普及に対してはこうあってほしいということの、いわゆる働きかけだけになると思うんです、その辺は各委員さんの考えていただいている件、1年間取り組んできたその思いの中で、この熱い思いをいわゆる県民の皆さんに、また川づくりをやっている皆さんに、NPOに取り組んでいる皆さんの状態に、一緒に取り組んでいける方法がどうあるべきか、また普及するのはどうしたらいいのかという形の参考意見として述べていただくということになると思いますので、その辺ご理解をいただきたいなと思います。

それでは、前座が長くなりましたんですけど、若干委員さんのご意見を賜っておきたいなと思いますが、よろしく願いいたします。

はい、成宮さん。

成宮委員 各市ではほとんどできているのですけれども、町レベルで自治基本条例をつくらうとしている動きがありますね。多くのところができているのですけれども、その中にも協働ということは十分にうたわれていることなんです。だから、同じに考えておかないと、要するに自治が乱れてしまうというふうな意味で、自治のところの協働という部分をきっちり定義化してほしい。先生もおっしゃったようなことになるのですけれども、そこをきちんと統一をしておいてほしいということですね、ぜひお願いをいたします。

大橋座長 もう一度原点のお話ですが、普及活動という形について、我々が取り組んできた自助・共助・公助の中の面もあるのですが、その辺から普及していくについてはどうしたらいいのかということのご意見があれば賜っておきたいなと思います。

杉本委員さん。

杉本委員 1つ質問的な話なのですが、私はさっきから聞いてどうかなと思いますのは、「流域治水の県民への普及と協働で」と、これはandですね、極端な話。普通ですと、普及に向けて協働で取り組もうかというのでしたら普通に、これあれになるのですが、これは「と」と「向けて」とは違うと思うんです。それで、皆さんの今、議論を聞いてますと「向けて」と「と」とごっちゃでやっている話で、今回は「と」ではないかというところで強調したいんですが、それでよろしいんですね。「向けて」ではなくて、「と」なんですね。

事務局 中川 「と」です。

大橋座長 今、改めて今回の審議の内容のテーマについてのお話なんですが、「流域治水の県民への普及と協働で取り組む方策に関する事」という、この原点の状態でございますが。だから、まず普及はどうするか、協働で取り組むについてはどうあるべきかという形になるわけなんです。

中井委員 今まで、こういう住民会議ということ、組織で話し合いということをやってきました。それで、やはり今後もこの住民会議でなくてもいいと思うのですが、何かそういう組織、これをきちんと続けていく、そしてそういうことによって県民あるいは市民、町民たちにきちんとやろうとしている趣旨をまず理解してもらうということが非常に大事だと思います。それで、協働という場合に、やはり県からの押しつ

けということではいけませんので、やはり住民が本当にやろうという気持ちになってくる、いわゆる同じような意識になる、そこで初めて協働ということが動いてくるというものだと思います。だから、まずそういうような状態に持っていくこと、恐らくそれは長い年月がかかると思います。それで、そういう組織をどうしていくかということがやはり私は非常に大事なことではないかと思います。

以上です。

大橋座長 今、中井さんのほうから、組織づくりが必要やないかというようなご意見が出てまいりました。私も、ちょうど1年前になるわけですが、この今、流域治水検討委員会が立ち上がったときに申し上げましたが、私も日野川のいわゆる未来会議のパイロット事業でやっていただいたときに1年、半年ほどいろいろ議論してまいりました。それから、どういう報告も何の連絡もないまま活動の後のフォローができてないという形で、それだったらこの会議するのも意味がないんですかということは冒頭申し上げたと思います。

だから、1年有余、本当に滋賀県の川づくりについて慎重に審議、委員さんはしていただいた。これをしていただいて、結果は20年度の事業であったから、この月で終わりなんですね、この組織は解散するわけなんです。だから、解散してしまたら一県民なんです。だから、声が何もかからなかったらこれで終わりなんです。だから、そのところを、いわゆる冒頭、いわゆるこの組織をつくるというのか、この委員会のもともとの1年前を振り返ったときに、1年ぼっきりの状態ではいけませんよと、これをどういう具合で滋賀の川づくりに我々みんなが関与していくのか、そういう状態でこれから考えていただかないといけませんよと言っていたのが冒頭あったのではないかと思います、それがまさしく今、出てきているわけなんですよ。

これからどう地域でするのか、また全体の中でするのか、新たな組織づくりで進んでいって県民に普及していく問題はどうか、また新規で協働で取り組むについては、我々がリーダーになってやるにしても、どういう方法でやっていったらいいのか方策はまだ見え隠れしていると思うんです。それぞれ団体を持っておられる方もおる、NPOを持っておられる方もおる、おるにしてもどういう方法で進めていったらいいのか。まだ今の時点では、この今回の住民会議でやってきた状態の次のステップはどうあるべきかということには結論出てないというところが、それについては一定やっぱり県の方向はこういう考えですよということを出してもらわないと、こっちは言いっ放しだけになって、それで帰ってみて半年、1年して、やっぱりあれで終わりだったのだなという形になるのではないかなと、これを本当に皆さん心配されているのではないかなと。

なぜ、それだったら、言うだけのことを言った状態で、今日提言書をつくったについては、我々みんなが責任を持ってやろうという形の熱い思いの提言やと思うんですよ。言い出しただけではなしに、言いっ放しではなしに、やっぱりとにかくやっという、川を愛する者同士が何とかやっというかないといけない最小限度の責任と、また責務やという形で取り組んできた提言書やと思うんです。そのところを、よかったよかったというような状態、これで終わりだったなというような状態になるのではないかなという気がします、事務局サイドの考え方だけ教えていただきたいと思います。

事務局 中田 私のほうから、基本方針の中に書いております推進体制がございますので、そこについて説明させていただきたいと思います。資料1の20ページでございますけれども、具体化を進めるために、水害に強い地域づくり計画をつくることを

位置づけておりました、そこに20ページの3で「推進体制の整備」というものを掲げております。

今、ご説明にもありましたように、県、市町、住民、関係の皆さんが、協働というのにもまたいろいろあるのですけれども、理解と協力のもとに連携していくことが必要であると。このために現在は国・県・市町で構成をしております「水害・土砂災害に強い地域づくり協議会」というものを、県内で3つの圏域で設置をしているわけですが、これを全県に広めますとともに、この協議会の中に住民の方、関係者の方も入っていただいた組織をつくって、この中で議論をしながら計画をつくっていきこうというふうに考えているところでございます。その協議会の中にどういう方が入っていただくとか、そこについては今後検討していく必要がございますが、まずこういう協議会をつくって、これを母体として様々な活動、計画づくりなり活動を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

大橋座長 この20ページに書かれておる「推進体制の整備」というところに書かれているということの説明をいただいたわけなんです、具体的に当初この事務局のほうから、いわゆる県の予算案のところで大體、今年3カ所ぐらいというような状態の予算づけして、これを取り組んでいきたいというようなことをお話しされたのではないかと思います、具体的にこれ、それぞれ皆全域で河川にかかわる人、かかわれない人があると思うんですよね。そうかと言って、県で全部の河川にするわけにいかないし、だからパイロット事業として3河川なら3河川を取り組んでいこうと、その中でこうしてやりたいというような方向があるわけでしょうか、いかがでしょうか。

事務局 中田 すみません。この計画づくりにつきましても1年ですぐできるとい

うことではございませんので、主要な川と川に囲まれます1つの氾濫原、河川から川があふれますと氾濫をいたしますので、その一定の氾濫原を対象に計画をしていきたいというふうに思っております。それを県内でおおむね20ぐらいの氾濫原に分けて、そのうち21年度につきましては3つ、現在水害に強い地域づくり協議会を設置しております圏域の中の3つのエリアについて、まず先行して計画づくりを進めていきたいと。順次、来年度以降進めまして、県全体としてまとめていきたいというふうに思っているところでございます。

大橋座長 ちょっと理解がこちらのほうは難しい点があるわけですが、私は、要するに、この10人の委員の皆さんが、次の年ですね、21年度はどうかかわりをさせていただいたらいいのか、取り組んでいったらいいのかというのは、それぞれ共同認識を持っていただいて、やっぱり地域で治水対策についてのリーダーとして取り組んでいかねばならない思いを持っていただいております、大なり小なり。そういう形でどうしたらいいのかというようなことをお聞きしたいのですが。

事務局 中田 これは個人的な考えですが、一応来年度3つの圏域で協議会をつくりますので、それぞれの圏域での協議会の中に住民代表として参画いただいて指導していただけるということがいいのではないかと、いうふうに私としては考えているところです。

事務局 清水 今、説明しました水害に強い地域づくり計画の中に参画いただく住民という形でお願いしたいというのはありますが、あと、それについてはやはり行政から働きかけて、働きかけというか、行政が主導をして動いていただきたいということになると思うんですが、できれば、例えば今日、来ていただいている委員の皆さん

がこういうものを、組織をつくったら動ける、動きやすくなりますよとか、そういうことも提言いただきましたら、その辺県でも考えて、それぞれの方が自分が思っていることを、地元なりその組織で動いていく、そういうことも必要ではないかなと思いますので、どういうものかいいのかわかりませんが、ご提言をいただいたらありがたいと思います。

大橋座長 松尾さん、いかがですか。

松尾委員 今、いろいろ意見が出ております。この協働については、私はやはり一つ事業をやっていくというのは、行政がやっていく部分と民がやっていく、どうしてもそこで混合する部分があると思うんですね。その混合する部分をどういう具合にちゃんと住み分けするということをきちっと今後行政と話を決めていかなければ、住民は何でもしてもらえんと思っておりますので、ここまでは行政ができる、ここまでは住民がと、こういう住み分けをきちっとやっていくことが協働を始める出発点ではなからうかなと考えます。

今、ご意見出ております普及活動につきましてですが、これは私どもは既に行政と話し合っております、私ども自身は。昨日もしゃべっておりました、いろいろどういう具合に今後それを推し進めていこうかということ。残念ながら、行政のほうといたしましては一番弱っておるのは防災のことなんです。この流域だけだということが、地域におきましては、特に市町村におきましては、防災という一般的なことを言っておりますので、この流域ということを絞られているのは大変苦慮していると。そうしなければまた次の組織をつくっていかないといけない。治水だけという形になります。そういう形になりますので、これは少し、もうちょっと県の方も幅広く地震から台風まで、そういう形で。この治水につきましても台風にしても地震におきましても、み

んな関係いたしますので、これをまったく除かれておるのは何でだろうかなということが、いろいろ行政と私どももしゃべっております。

今、具体的にどのような方策をということを県のほうから申されましたけれども、私自身の考えで思っておるのは、一応学区ごとにまずリーダーをつくらうと、学区ごとのリーダー。その学区ごとにおろしていきますと、約二十二、三学区あります。そして、そこにまた学区ごとに自治会が約20ぐらいありますので、またそこへおろしていくという方策をとっていいかではないか。まずリーダーをつくらう、指導者リーダーをつくるということが一番大事ではなからうかということを考えております。

これにつきましては、流域治水だけのことではございません。防災全般についてです。幸い、私どもには今日一般参加に2人も傍聴に来ておりますので、彼らも多分手伝ってくれると思っておりますし、そう思っただけでしゃべっております。それがうまくいくかどうかは別問題で、そのためには、悪いんですけど、まったく補助がないということではできませんし、またそこそこの権限も与えてほしいという、そうしなければきちとした行動がとれませんので、やはりここで私が言いたいのは、お金と権限とをきちっとこの先に持たし、そのリーダーにもそのように順番に持たせていくという形をとっていくのがベターだろうと思っております。

以上です。

大橋座長 松尾さんのほうから、自分ところのNPOで取り組んでおられることもありますので、そうした言葉が伝わってくるのではないかと思います。

若干時間も来ておりますので、この後、協働と普及という形で両方やっていくのはちょっと難しいのと違うかなと思いますので、とりあえず普及と、我々が今後このメンバーがどうかかわっていくかというよう

なことについて、休憩後ちょっと皆さんのご意見を聞かせていただいで進めてまいりたいと思います。

ちょっと30分まで、10分ちょっとありませんけれど、休憩をとらせていただきます。よろしく申し上げます。

休憩

大橋座長 それでは、再開をさせていただきます。

普及の問題についてに絞ろうということをお願いしておりますが、私が先ほど申し上げましたように、1年前を振り返ったときに、1年ぼっきりではだめですよと、もうこれっきりの状態になったら、言いたいことを言うだけ言うだけで後のフォローはできないのではないですか、それをないようにしていただきたいと言ったのが、冒頭にあったのではないかと思います。

私は、今日10人この委員さんに選ばれているのですが、当時これに応募された方は30人ほどおられたのではないかなと思うんですね。先ほどしゃべってたのですけれども、正村さんは毎回傍聴には来ていただいで、それなりの意見もちょっとはいただいでいる状態はあるのですけれども、それ以外の方ほとんど応募された状態については聞く機会はなかったんですね。

だから、そういう思いを、今のこの10人の原点をベースにしながら、前回応募された方やなしに、またおられるかもわかりませんが、そんな形の肉づけをしていくということも考え方ではないかなと。また、これを幾つかに割れた状態でやっていく、地域ごとにやるとかいろいろな方法があると思うんですよ。そういう方法があるのではないかなと思うのと、あわせてこのメンバーもそれぞれ地域に帰って、地域の熱い思いの中で川を見られ、地域を見てもらいたいと思うんです。

それで、これっきりでなしに、1年後なら1年後にもう一遍このメンバーが寄っ

たり、いわゆる同窓会みたいな感じで1年に1回ぐらい寄ったりして、県の方々とかこういう意見交換をする、我々の地域ではこう変わってきている、我々個人もこういう状態でいろいろ取り組んでいるのだという形の考え方を出し合いながら、県の方向性もやっぱり出していただく、そういう継続の仕方もあるのではないかなと思うんです。

だから、その辺が県としての考え方が見えてこない状態があったもんですから、先ほど技監のほうからも意見を出してほしいと言われたので、今、松尾委員さんのほうから出されたのですが、やはりこの原点に戻ったら、私はこれに応募された30名近くおられた方たちの一部、3分の1ほどのメンバーだけがこの状態で議論していったまあとめ上げてきたという状態の経過も含めて、その熱い思いの方たちをやはりそういうもう一遍ネットワークづくりの状態に参加していただくなり、また議論をする場を与えるなりという形も必要やないかなということが先ほどからちょっと考えておりましたわけでございますので、また参考に、また県としての考え方も聞かせていただけたらと思いますし、口開きをさせていただきましたが、各委員さんのほうからの考え方を聞かせていただきたいと思います。

石津委員さん、いかがでしょうか。

石津委員 普及というような形の中で自分たちが考える、今、座長の大橋さんがおっしゃったように、ただ1年間我々が議論しただけで、それで終わりということでは、せっかくここまで自分たちも全然知らなかった形でいろいろなことを教えていただいで。

これは、一昨日、私の集落でまちづくり委員会の会議があった席で、今まで防災というと火災と地震だけしか議論されてなかった中で、治水もあるよというような形の中で。集落での話なのですけれども、やる時期も、結構集落の自治会の役員さんというと、春先というと初めてやった人は行政

のほうからこういうようなことをやってくださいというような話がありてくると一生懸命になって集落の人にも啓蒙もされるのですが、後半になってくるともう任期は終わりだというふうな形の中で、もう役員だけで話をして次まくるといふ、そういう現状に我々の地域の自治会はあるわけなんです。啓蒙する場合においては春先、まだ意気揚々とされているときに物事をおろしてくると一生懸命に考えてくださって、そういうような組織づくりなんかも比較的楽にできるという、それで自分たちはこんなことで1年間参加して多少なりとも勉強してきたというようなことで、大いに利用してくれという話はしているわけなんです。

そして、またまちづくり委員会の中でそうした治水を含めた防災全般についての議論する場所、もう少し、自治会であれば各10人組の、私たちの集落では12組の10軒ぐらいの戸数の、そこから1人ずつそうした防災委員さんの的な形での提案をしました。それは21年度の役員さんのまちづくり委員会の中でそれが取り上げられるか、られないかというようなこともあるわけですが、私もその1組の組長を今年また当たる関係で、組長会は最高議決機関というような形に私の集落はなっているもので、その中でももう少し押して、集落で何とか立ち上げたいなと、そういうことを思っています。

大橋座長 ありがとうございます。順番と言うたら失礼ですけど、北井さん。

北井委員 北井です。普及のための活動ということで先ほどちょっと紹介してもらった三世代交流型調査というのを、法人ではない、ただの任意団体のNPOでやらせてもらっていたんですけども、事務局からの事例紹介の中にもあった静岡だとか各地の取り組みの活動の手法を取り入れて、いろいろな小学校だとか自治体で実施されていくような活動がもっと広がっていけば

なというふうに思っていました。

例えばそういうところでやはり世代間交流が生まれてくると思いますし、いろいろな方の体験談というのも今の若い世代の方に考えてもらうという取り組みというのを、何とかしてもうちょっといろいろな地域に広げられないかなという気はしています。そういうところに防災の考え方の先生ではないですけども、1年関わって意見を言い合ってきた住民委員さんが来てくださったり、県の方に来てもらったりすることが出来ると思う。もっと以前やったときより、もうちょっとアプローチの仕方を変えて取り組んでいけそうなようなことで、住民会議の場でいろいろと学ばせてもらったという気がしています。できたら、やはりいろいろな地域でそういうふうな活動をやっていける何か、どうにか仕組みとか機会というか、つくっていくにはどうしたらいいのだろうと、ぼんやりと思っています。

大橋座長 ありがとうございます。柴田委員。

柴田委員 柴田です。まず、この10人の委員の皆さんが今後どうするかという話なのですが、このまま今年度で委員会が終わりなので、さようならというのは寂しいなというのが一番の感想なので、先ほど大橋座長がおっしゃってましたように、例えば年に何回か集まる同窓会だとか、それが今までの議論の中にもありました気楽な防災といったものにもつながるような気もしますし、そういった気楽に話し合える場というものを、この10人に加えているいろいろな方々と一緒にざっくばらんに話せる場があったら楽しいのではないのかなというのを一つ思います。

それで、普及ということに関してなのですが、先ほどちょっと僕も難しくてよくわからなかったのですが、コミュニテ

イーとアソシエーションというお話もちょっとありました。僕が思うのは、目的を持って組織をつくっている方々、そういう防災という目的を持って活動している方々というのは滋賀県内を初め全国にたくさんおられる、いらっしゃるといふのを、この委員会に参加している初め初めて知った部分もたくさんあるんですけれども、そういった方々が集まって議論する場、あるいはこの29日にありますような公開選考会方式と言われるような方法でほめ合う仕組み、みんなでこういうことをやっているんだよという情報交換をする場というのがあったらいいのではないのかなというのが、年に何回かそういうのがあれば真剣にかつ楽しく議論できるのではないのかなと思います。

また、コミュニティという面で、今まであまり防災に関しては興味はなかったけれども、よく考えてみたらその地域は防災に関して結構重要な地域にいらっしゃる方々、そういった方々を巻き込むにはどうしたらいいかというのを思うと、前回でしたかね、僕が行政としても一緒に考えてくださいというのを何か偉そうに言ってしまったのですけれども、そういった意味でそういうところに積極的に入っていくというのが大事なのではないのかなというふうに思います。

僕も今、地域振興ということではいろいろ地域に入らせていただいているのですけれども、その地域の中にいる方々というのは案外知らないというか、当たり前でそんなこと考えもしなかったということが多いのですけれども、外から入って言われてみると確かにそうだなと、そうだなとなると結構乗ってきてというか勢いづいてきて、結構楽しくいろいろしてくださるというのがよくあるので、そういった外の人の意見というものをその地域の中に入れていく仕組みというか、防災に意識のある人と今まであまり防災に興味がなかった人がかかわる場というものをつくっていったらいいのではないのかなということを思います。

すみません、ちょっと長くなるのですけれども、今、農村振興で今度は集落支援員というものが始まって、それに関しても賛否両論あると思うのですけれども、河川レンジャーみたいなものだと思うんですが、地域にそういう河川に興味のある人が何人かいらっしゃって、その地域に張りついていろいろ防災を考えるという何か仕組みがあってもおもしろいのではないのかなと、さっきからおもしろいばかりで申しわけないのですけれども、そういったことから、そういう中でも真剣な議論をする中で実際に防災に強い、あるいは僕はそういう農村地域の活性化というテーマをちょっと絡めますと、そういう川づくりから地域づくりみたいなこともできるのかなという夢が広がるというか、というのもあるので、何かそういういろいろな人がかかわれる仕組みづくりというのをいろいろとつくっていくことが、さらに先ほどの協働という話にもつながっていくのかなというふうに僕は考えています。

以上です。すみません、長くなって。

大橋座長 ありがとうございます。杉本委員さん。

杉本委員 私、先ほども話に出ましたけれども、流域と地域というもので悩んでおられる、難しいという話で、これも1つ大切な話だと思いました。私は同様に、水害と土砂災害というので、結局これも今のところ分かれていますけれども、これも同じような感じ。ということは、流域治水ということで今やっていますけれども、次回と言ったらおかしいですけど、県としては治水でやっていただきたいというふうに、これから、こういうふうに進んでいくのが私の役目ではないかと、意見を主張させていただきたい、いろいろな機会にですね、そういうことを今思っておりまして、やはり流域と地域ですね、これは消防団にしても水防団にしても、何にしましても地域で

やっていますので、そういうふうになります。

そうしますと、その区別。それから流域治水で言いますと、水害、土砂災害という話、これは地域にとってはみんな同じ話ですので、やっぱり次は治水でやっていただきたいのと、そういうふうな流れになるように、私はこれからも主張させていただきたいし、そんな感じで地域防災ですね、これからもお願いしていきますが、いろいろな場所で、今日のこの流域治水で勉強させてもらったことを含めまして主張していきたいなと思っております。よろしくお願ひします。

大橋座長 中井さん、よろしくお願ひします。

中井委員 私は今日いろいろ聞いておりました、いろいろな新しいものが出ています、確かに今日コンピューターでいろいろなシミュレーションをやられました。だから、ああいうようなもの、それから防災に対してこうしたらいいやろうというような知識、そういうのがお話を聞いてたらいろいろなところで出てきて、それこそ宝箱みたいなものができつつあるというのか、できてくるのではないかと思うのですね。そういうものを、もちろん地域でそれぞれ普及してということなのですけれども、何かそこに行ったらそんなことが何でもわかるというような、そのような場所が必要なのではないかと思います。

それから、やはり教育ですね。こういう安全の教育ということ、これはだれにもしていくことが必要だと思うので、やはりそういう指導者でしょうか、そういう人をやはり育てるということが大事だと思います。それから、教育ということではやはり子供たちの学校教育をどうしていくか。先ほど、地点で3つぐらいのモデルをつくっていくということを言われましたが、やはり学校で、そういう非常に安全教育とかそういうのが進んだモデル学校というのでしょうか、

そういったものもつくっていくというのもいいことではないだろうかと思いました。

それから、先ほど柴田さんがネットワークということを行いました。それで、川ということでは川づくりがある、それから川の魚ということがある、また今度は川の景色ということもあるというようなことで、非常に環境をやっている人たちも今、川ということに取り組んでいますので、防災ということではやはり自然をきちっと守っていくということが根本になると思いますので、それで環境をやっている人たちも巻き込んで、ネットワークというか、そのようなものをやはりつくっていったら非常にいいものができるのではないだろうかと思ひます。

大橋座長 ありがとうございます。中村委員、どうぞ。

中村委員 中村です。普及と協働についての意見ということですがけれども、私としてまず個人的には地域の自治体で防災について、私は少年補導委員をやっておりました、防犯とかそういうものについては防犯委員がおったりとか少年補導委員がおったりということ、相当活動もできております。これは官製で、警察の力をつくってこういうことになっているのですけれども、やはりそういうことで何とか治水についても一定自治会の中で、そういうふうな自主防災会まではいかなくても役員をつくって自主的に川の問題なり、川だけでは実際先ほどからいろいろな方からもお話がありましたように地震なり火災なりも含めてやっていくということですがけれども、治水を柱にして、というのはやはり治水はすぐ忘れられてしまう、地震が重点になってしまう、こういうこともあるので、そこらの点については表現も含めて考えた上で少し、自分の自治会は次の次ぐらいの日曜日に総会があるので、提起していこうかなということ、で個人的には考えております。

全体としては、普及の問題について考えたときに、いろいろとこの席でも議論が既にあっただけですけれども、いわゆる県民全体がレベルを上げるといって、実際に次の協働と言ってもできないと思うんです。やっぱり意識があって、川は氾濫するかもしれませんよと、またいつ集中豪雨があって被害に遭うかもしれませんよということが県民全体の中で盛り上がらないと、次のそういう運動をしていくということにもならんだろうというふうに思います。

ですから、そこらの点について、やはり出前講座ということで言うておりますけれども、これをやるについては、この10人だけでやるということは不可能です。現実的に各自治会は何百何千あると思うんですけれども、実際は無理ですから、やっぱり行政のほうで、まず県の職員なり各市町村の職員について研修をして、流域治水についての認識を高めていただくということが必要ではないかなと。

そういう意味で、阪神淡路大震災の後でいわゆる地震の体験施設であったりとか防災施設というのは各自治体でもつくっておられると思うんですけれども、こういうものの中に流域治水のコーナーだけでも設けてもらって、パネル一つでもつくっていただいで、そういうふうな普及の仕方ということをやっているかといけないの違うかなと。ただ単に県の職員に、例えば課長さんが行って講演もすると、そういうことだけではいかんと思うんです。また、市町村のところについても同じことだと思うんです。我々でやるのか、また県の職員さんのほうでやっていただくのか、また自主的に市町村のほうでそういうことを職員研修とか行政研修、どういうふうな組織になっているか知りませんが、そういう形で進めていただくと。普及について、まず第一弾はそこからレベルを上げていって、そして次に地域に入っていくということになるのではないかなというふうに思います。

それから、組織といいますか協働ということになってまして、協働というのは、やはり僕は各河川について、特に今までの水害が戦後、昭和28年の災害であるとか、またそれ以降50年までにところどころで災害が起こっているわけですし、また最近では長浜のほうでも集中豪雨による災害も起こっております。そういうようなところについて、流域ごとにやはり河川を管理するというのか美しくする会というのか、何かそういうものをやはり組織して、その中で普及啓発をしていくと、その場合にはPTAも学校の生徒さんも、また自治会も対象にしながらそういう運動をしていくということが必要ではないかなというふうに思います。

啓発については先ほど申しましたような、まず職員からやって、そして地域におろしていく、そして協働としてはやはりボランティアとかNPOが育つように各流域ごとにそういうふうな組織なりをできたら、環境問題から魚から入ってもいいし、環境から入ってもいいし、草刈りから入ってもいいし、それはどういう形で、その地域の実情によって、その河川が抱えている問題を考えながら地域ごとに検討を市町村で考えていただいで、そういうような組織を何とか地域の有力者とも協議しながらそういうものをつくっていただいたら効果的になるのかなというふうに思っております。

いろいろこの資料をいただいでから考えてきたんですけれども、ちょっと私の考えたこととこの議論が少し違うテーマで、これぐらい、思いついたことになりましてけれども、このくらいにさせていただきます。以上です。

大橋座長 ありがとうございます。成宮委員さん。

成宮委員 皆さん、今、座長をしておられます大橋さん、昭和37年の伊勢湾台風のと時から多分経験されていると思うんです。

その当時というのは、東海道線、前回私たちが研修したところ、それよりももう少し上流のところからべらぼうに破堤をしまして、もう農地は全くななくなっているような状況の中で、緊急対策ということで災害助成事業、もともと助成事業というのは改良事業とよく似た状況なのですけれども、助成事業ということで県の負担金も少なくて済むというふうなことで、その当時からともかく二度とこんなことにならないようにということで、災害地というのは大体どこでもそうだろうとは思いますが、もう測量もごくわずかな時間で、しかも工事も緊急対策みたいな感じでべらぼうに早く進み、そして改良費が加わってきた内容の中で少しどうかしているというふうな状況にありました。

一番最初も、そういう大きな壁にぶつかったり、そして血を出し汗を出してやってこられたということで、一番いいのは大橋さんだろうなということで提案をさせてもらったのですが、こういうことを自分本人はあんまり話はなさいません。多分、会議の中でも地域の住民の皆さんから、いわゆるニワトリの会議、ニワトリというと多分こんなことだろうと思うんです。ニワトリが何十羽かいますと、1羽でも瀕死の重傷をおったような状況のニワトリがいたら、すべてのニワトリがそこへ突っ込んでいって、そのニワトリを殺してしまうようなことがあるようです。私その現場を見たことはないですが、実は本田宗一郎さんがそういうことを話しておられます。同じように会社がチェンジするのだったらチャレンジというものが必要なのだと、チャレンジをするときに必ずそれに反対する人がいると、反対する人を徹底的にやっつけるという会議ではなくて、その人の意見を十分に聞くという会議を設けなければなりませんよということで、今のホンダがあるような感じでございます。多分そういうことを修羅場のごとく大橋さんは、くぐってこられたのではないかなというふうに思うん

です。そのくらいのリーダーがないと、なかなかこの河川については難しいだろうなという気がいたします。

そこで一つのお願いなんですけれども、ここで21ページに書いているように、緊急度の高い河川から整備するという中に、事業促進に当たり速やかにできる場所というものも入っているのではないやろうかなという気がいたします。この行財政改革のさなかに、こういうふうにチェンジをしてやるということですから、そこにチャレンジというものがあってもしかるべきではないかということで、例えばこれを行政の立場から考えたときに、やはり収用法でもかけてやるような感じのものがあってしかるべきだというふうに思うんですね。

ここのところがやっぱり一番行政として、要するに水五則ではないですけれども、水を治めるものは国をも治めるというふうなことの理念は、これはやっぱり全部お持ちだろうと思いますので、この辺の気持ちから行政として、これはもう事業認可を打ってでもやるのだという形のものをつくり、しないと、これは第二の大橋さんのような方が生まれてくるのではないかなというふうに思うんです。

要するに、大橋さんの場合には工事を計画させてもらったみたいにある程度成就していると思うんですね。このお金のない世の中になってきて、本当にそういうふうにしてよかったなというリーダーが生じてくるだろうかなと。これは地域にもよるだろうと思いますね。石津さんのところだったらもう万々歳だろうと思いますけれども、なかなか私のところではそれはできない。そのところで、ここの緊急度の高い河川から整備する、いわゆる優先順位をつけるということについては、やはりある程度慎重にというか、客観的にと言ったほうがいいのかもわかりませんが、こういうことだからこれはやりませんよということや事業認可の面でもきっちり表していただいてやっていただけないだろうかなと

いうことと。

そして、今このフィルムでありましたように、内水面における洪水のやつがありますね。その中で10分の1という話が出てまいっております。ここは都市下水道と河川との区域分けをされている部分なんですけれども、こここのところを明確になるような格好で流域自治ということを考えるんならば、そここのところをきっちりと区分けをしていただきたいな、あるいは河川管理者のほうで持ってやるというのだったらそれはありがたいことなのですが、やはり国土交通省の中でも縦割りみたいになっていますので、そここのところは難しいだろうなということから、そここのテリトリーをきっちりと決めておいていただきたいなというふうに思います。

これを含めた緊急度の高い河川からというふうな感じにできたらしていただきたいかなというふうに思います。なかなか小さな地方の行政体では、そここの区分けは、なかなかとれません。だから、それは本当に行政間で上位的な立場にある、行政間も本当は対等であるというふうに言われてはいるんですけども、国を守る治水というふうなことから考えて、やはり上段からでもきっちりとそここのところを理解していただけるような、まず工夫をお願いをしたいなというふうに思います。

以上です。

大橋座長 ありがとうございます。齒黒委員さん。

齒黒委員 私はNPOでいろいろなボランティアをされている方々と交流していますが、環境に関心を持つ人たちが滋賀県にはたくさんおられることに感心します。それで協働を進めていく方法ですが、まず行政から協働についての考え方を住民に説明して普及してもらい、その次に河川レンジャーがあるように防災レンジャーをつくるとか、裁判員制度に習って流域治水協働員制

度などの仕組みを作ればよいのではないかと思います。そして住民と行政やNPO、企業が一緒になって、水辺の遊びや生き物調査やまたごみ拾いもよろしいですし、フォーラムを開いて交流しあったり、ほめたえあうのもよいのではないかと思います。そのフォーラムの中でも川の上流と中流と下流の流域レベル、また各市町レベルとか、小学校区レベル、公民館レベルなどいろいろな枠組みでできると思います。公民館などは、その拠点になるのではないのでしょうか。協働と言いましても、いきなりボランティアから行政のほうへ言いづらいつころもありますので、行政のほうから声をかけていただくと、もっと関心を持っていただけるのではないかと思います。

大橋座長 ありがとうございます。松尾委員さん。

松尾委員 すみません、もう先ほどで終わっているかなと思ってぼさっとしておりました。いろいろ普及についてはご意見が多々出てまいりましたけれども、私としてはやっぱり基本的にもっとこのメンバーが積極的に市町村の防災対策との協働にあると思うんです。各市町村に積極的にアタックして行って、協働で考えるというシステムをとっていかれたほうがいいのではないかなと思っております。

1つちょっと疑問点がありましたので、この水害が起こったときに第1次責任者というのはどこでしょうか。都道府県でしょうか、市町村でしょうか。

事務局 中川 市町村です。

松尾委員 市町村ですね。その核となっております第一の実動機関といえますとどこでしょうか。

事務局 中川 市町における水防団とか消防機関。

松尾委員 そうですね、一番は消防機関ですね。先ほど消防団とおっしゃいましたが、この消防団が今、彦根におきましてはほとんど現状維持というよりも減少しております、どんどん減少しております。特に新しい新興住宅にはほとんど人がいないというのが現状でございます。この消防団について、今後やはりいろいろな増加支援も必要となってくると思っておりますので、ぜひこのことについては、県全体で考えていかなきゃだめなことだろうと思います。

1つは、私は消防団の訓練を見ておりますと、年1回ですか、全国大会に向け消防団員が練習をやっておりますね。訓練でまいてしまうのですよね、選ばれた消防団は大変厳しい訓練をしなければならないのです。消防署の人がやるのだったらいいんですけど、あくまでも消防団はボランティアですから。ですから、あの訓練をコンテストをやって、どこが1位や2位やと全国、県で競争になるだけでどれだけ練習しておりますか。ああいうことをやってしまうと大変、何でだろうなというのはよく感じます。これを見ていると、やっぱり消防団には入りよらん。消防団の力が地域においては一番大事と私は思っております。

以上です。

大橋座長 一応委員の皆さんのほうから普及と、協働はちょっと入ってなかったと思いますが、その辺についての考え方を伺っていただきました。要するに、言えることは、冒頭からも言われてましたように、これっきりで終わりというのは寂しいな、何かの形でやっぱりこの熱い思いを地域に浸透させていくのには、というそれぞれの思いがあるのではないかなと。私も申し上げさせていただきましたように、この委員のメンバーにいわゆる漏れた方の熱い思いの状態も再度やっぱり掘り起こして一緒に議論する場というのも必要ではないかなと。

それと1点、今回の説明の中で「河川管

理パートナーを募集します」というような状態が出ているのですが、この中にも川と環境問題が十分うたわれたような状態になっているのですけれども、こういうことは我々このメンバーでも知らないんですよ。知らないと言うたらおかしいですけども、正式にこういうなんをやりますよというような状態についても、初めてこれを聞かせていただくというような形が多いのではないかなと。あるところはあるとしても、こういう形が出ているということ、それはどういう形なのか何をされるのか、ここでは細かくうたわれているのですけれども、そういうことなんかもやっぱりきちっと出していただかねばならないかなと、こんな思いもしております。

これからなおさら、こういう状態がこの3月で切れ、そういう情報が途絶えるということになりますと、地域の自主的な活動以外にないという形になるのではないかなということを思いますので、今日はこれとはにかく皆さんの状態の意見を集約するわけにはいかないのですが、今日、言わせていただいた状態を、これからやはり行政のほうも十分効率よく、河川に対して、また地域に対して県民に対して浸透できる、普及できる方法というのが、ちらちらと見えてきたのではないかなと思いますので、その辺は一つまた参考にさせていただけたらなと思うんです。

そこで、多々納先生の方から助言をいただいて、今日のまとめなんですけれども、考え方なんかも含めまして、多々納先生のほうからお言葉をいただきたいと思います。

多々納アドバイザー いろいろおもしろいというか、大事な意見が出たと思うんですよ。でも、やっぱり最初に僕が申し上げましたように、組織立ってどうこうという議論になってないんですよ、もちろん皆さんから出してもらえばそうなりますよね。それで、これは提言を出していいということだと思うので、提言としてこういうのは

どうかと思ったことをちょっと言います。

提言としては、流域治水政策室を引き継ぐ形で流域治水推進室を設置すること。要するに、今、政策をつくるという意味では何か進んできているわけですけども、今の普及とか、それから協働する体制をつくるといったときに、まず本丸はどこにあるのかということがわからない。だから、とても議論も難しいですよ。したがって、まずそういう組織を県の組織として整備していただきたいということが重要だと思います。私は、それに際しましては流域治水を推進するための経費が必要ですから、それをきちっと確保していただきたい、それが2点目です。

3点目は、今、流域治水検討委員会というのをつくってありましたけれども、流域治水推進委員会というのをつくっていただいて、その中にNPOや住民の代表の皆さんに入っていて、その中でやることはいろいろあると思いますが、例えば先ほどから出ているような議論、地域別の活動というのも一方にはありますけれども、もう一方にはやはり出ていた話としましては、実際に県が実施されたり、ある住民がやられたりしている流域治水にかかわる活動に関してのレビュー、要するに監査といいますが、うまくいっているとかいっていないとか、もっとこんなことをしていくべきだとかというご意見番的な組織といいますが、そういったものを持つておくことが必要なのではないかなというように思います。

あと、本当に実施していく人たちに対してどういう施策をとるべきかということについての議論というのもある。先ほどの意見の中でも募集をするとかいろいろなご意見ありましたけれども、要するに、ある程度メニューを提示してやっていただくような機会をつくらないとやっぱりまずいかなという気がいたします。これは、住民会議のこの提言書の中にも幾つか出ていたと思います。

それで見ると、やはり現在今日いただい

た、この「普及と啓発の取り組みについて」というところで「つなぐ、ひろめる仕組み」というところの中だけで見ますと、実は河川管理パートナー制度と淡海の川づくりフォーラムという2つだけが滋賀県で実施される施策で、それ以外の部分はよそでやられている例が入っているに過ぎないんですね。ただ、これだけあるということは、これだけやりたいということかもしれない。とするならば、こういう事例をある程度見ながら実際に取り組まれる人たちが出てくる、これをどういうふうにエンカレッジするかということがあろうかと思しますので、そのあたりをここにおられる方々、あるいはもっと多くの皆さんの参加を仰ぎながら応援していくというか、あるいは評価していくというか、そういったことをしていくような仕組みづくりというのがまずもって必要かなと、こういうふうに思います。

次は、では地域の中で本当に、この提言の中で書いている中でいったら「地域は」と書いたところがありますね。そこは「地域は」と書いたところはむしろ我々がどうするかということを書いたんですよ。「地域は」といったところについて皆さん多分思いがものすごくあるから、そこについていろいろご意見をいただいたと今思うんですよ。地域はこういうことをしますと言っておられるのだけれども、それを実現するのにどういう仕組みで実現していったらいいか、ここについては実はやっぱりまだ十分議論できてないでしょう。こういうふうにあるべき姿は考えましたと、だけど、それを今例えば各自治体の中に役員をつくるとか、それも1つの試行としていいかもしれないし、あるいはNPOでどこかここはモデルケースで頑張ってくださいとやってみるのもいいかもしれないし。ただ、やっぱり時間がかかるのではないかなと思うんですよ。だから、何かそういうものを継続的に頑張ってみましたというのを、皆さんに今度は逆に持ち寄ってもらって、そこでやっぱりこういうこときこうとき、

こういうときはこういうときにはあんまりよくないねとか、そういうふうな話をしながら、よりよい実現に向けて滋賀方式みたいなものをどういうふうにつくるかというようなことの意見交換ができる場をやはりつくっておく必要があるかなというふうに思います。

だから、大体2点、3点ぐらいですけれども、私の感想といいましょうか、ちょっと提言事項という形で今出していただいたものを若干まとめておいたほうが終わりに向けてはいいのではないかなと思いましたが。座長、いかがでしょうか。

大橋座長 ありがとうございます。今、多々納先生のほうからいろいろと提言というふうな形で、確かにその行政の担当はどこなのかという状態になってみると、推進室というような新たな状態をつくって、そこが窓口になって普及活動にも、また地域の活動にも応援なり支援なり助言なりしていくという形の窓口というのに必要ではないかということが提言されました。当然それには予算がついて回りますので、その辺についてはいわゆる事務局、また皆さんのほうでご検討いただいて、推進できるような形は一つお願いしておきたいなと、こんな思いがいたします。

若干の時間を持っておりますが、改めて、この平成20年度の住民会議は今日で閉じさせていただくこうという段階になっておりますし、もう一言二言、委員の皆さんから、次のことにつきましてはいわゆるいろいろなことを行政なりに考えていただいております、それも踏まえまして、またそれはそれで活動のなに入るかともわかりませんが、とりあえずもう一言二言言っておきたいということがございましたら承りたいと思います。

杉本委員さん。

杉本委員 私、先ほどもちょっと主張させていただいたんですが、先生、その流域

治水に先ほど私のお願いした意味は入りますか。

多々納アドバイザー それは。

杉本委員 そういのが入ってないと、流域推進室というのは私はどうかと思います。

多々納アドバイザー 行政の中の組織の話ですから僕もそこはちょっとよくわかりませんが、ただ思いとしては、水害という観点から見れば、土砂災害も、あるいは通常の我々が洪水と思って呼んでいる外水氾濫、内水氾濫といったような水の害というのは同じ一連の現象ですから、それはもちろん、そこは流域治水という観点の中には入っているべきだと思います。ただ、所管されている部署が若干県の中では違うこともあるでしょう。

杉本委員 違います。

多々納アドバイザー だから、そこらあたりの部分については私はわかりませんが、その推進室というところで私が申し上げたいのは、それは全部を含むような形でやっていただきたいと。

杉本委員 ありがとうございます。

中村委員 私は、かねてから申し上げますように、やはり自主防災会を各自治体ごとに完全につくってもらえるような状態にしてほしい。それでないと受け皿がないんです。だから、それをつくるために啓発をして組織をつくってもらうということになるのかもしれませんが、やはりこの点について力を入れていただきたいなと。これは、これだけを今日は申し上げようと思って初めは思っておりましたが、ちょっと話の展開が違ったんで先ほどちょっと絡めたようなことを申し上げましたけれども、自

主防災会をやはり各自治会ごとに必ずつくるといふことが必要ではないかというふう

大橋座長 はい、ありがとうございます。ほかの方たち、柴田委員さん、よろしいですか。

柴田委員 ええ、はい。

大橋座長 自主防災組織づくりというのは、もう何回か我々のこの会議の中でも出てまいりました。いわゆるアンケートの中でも実際は60数%県内で組織されているということを知っているんですが、しかし、それが本当に活動されているのかといひますと、やっぱり行政がつくれつくれというようなトップダウンの指導だけでつくったというような形で、あとは自主活動が十分に機能してないというところがあるというのが現実ではないかなと。

改めて、本当に、それでも全自治体のほうにそういう組織というものをつくり上げるのが先だと、それからそれをいかに動かしていくかという形になるだろうと言われますので、確かに組織づくりというのが必要ではないかなと。その中で、いわゆる防災や含めまして治水の関係も入れていくという形になっていくのだなと思いますので、その点も一つご検討いただくということについては、提言書の中にも十分そのことも入っていると思いますのですが、改めて今、提言されましたので、よろしく願い申し上げておきたいと思ひます。

いずれにしても、今日、皆さんのほうから委員さんのほうから、情報交換の場づくりをしてくれ、仕組みづくりをしてくれとか、いわゆる同窓会なんか定期的にやっぱりやっていって、そこで情報交換をするということも必要ではないかと。そういうことによって今日までの10人の1年間取り組んできた状態が無駄にならずに、いわゆる地域に継続としてつながっていけるの

と違うかというような問題など。

要するに、この10人のメンバーに多くの人を参画させていって、より肉づけしていった取り組みをしていくかということが課題ではないかなというような思いがいたしますし、それぞれ皆さんから出た教育の問題もやっぱりパイロット地区として、パイロット学校として取り組んでいく、子供たちからやっぱり防災、治水等々の問題についても関心を持ってもらう、そういうことも非常に必要やないかなということもおっしゃっておりますように、いわゆるその中で流域治水という状態を治水というふうの一つにしたらどうかというような状態もありましたのですが、大きくやっぱり水害という状態については、土砂災害もいわゆる一緒に、もう同じ関連ですからということで取り組んでいくということがあるかなというような感じもいたしますし、これからは治水の中にもやっぱり川づくりの状態環境やとか、いろいろな今の問題を網羅しながら進めていく必要があるかとは思ひます。

そこで、行政は行政なりに、私どもはこの今日、提案したやつをまとめてということについてはもう十分できかねると思ひますので、今日せよということやったらしなければならぬわけですが、提言だけをさせていただくということになると思ひます。この提言、言いつ放しの状態なんですけど、きちっと整理してということになりますとまた時間も必要かと思ひますんですけど、とりあえず今日は皆さんのご意見を承ったという形で提言をさせていただくということになろうと思ひます。

特にございませんでしょうか。そしたら、多々納先生。

多々納アドバイザー これはもう県民宣言のところに書いてあるのですけれどもね、後でいただいた資料で言うと89ページだと思います。ここで、「治水の進め方を決める場合には住民とともに議論するなど、住

民と行政が一体となって、安全な地域づくりが進められる体制を整えること」と書いてある、ここの部分が協働というところに対応するのかもしれないなと思っております。「住民と行政が一体となって安全な地域づくりに取り組める(川づくり会議など)を設置する」ということですね。

それから、「住民と行政とで互いの関心事が共有できるように、住民と行政とのパイプ役となる“水害に強い地域づくり”のコーディネーターを設置する」と、ここの部分はこれがありますよね。あるけれども、これは具体的にどうなんだということですね。それから、「行政職員が、自分たちも地域の一員であることを自覚し、住民との対話の中で何ごとも“できません”ではなく、“一緒に考えましょう”と言える行政風土を創造する」、これもありますね。最後、「行政は年次計画を立て、上記の取り組みを着実に実施すること」と書いてありまして、これを確認しておきたいなと思いました。

要するに、今日ご提言してくださいと言われていることは、実はもう既に提言してあるぞと。そうなんです、ただ、より具体的にということであるならば、今日みたいな議論というのがあって、それを実現化を実際にしていただきたいと。この結果というのを、私としては、ここにおられる委員の皆様に来年度の早い時期にご報告いただいて、そういったところに結果がうまくいけば、ご要望があれば参画させていただくと、あるいはそれであっても、あと座長、ちょっともう一つご提案があるんです。

さっき同窓会とおっしゃいましたけれども、そういうことがなくても、何かちょっとそういうものを考えたほうがいいのではないのかなと。これを言うと自分で首を絞めるかもしれませんが、だけど何か、例えば今回の場合でも淡海の川づくりフォーラムですか、これのご案内は随分前から皆さん受けられておりましたか。それだったら、例えばそういうところであわせてちょっと行ってみようやないかでもいいですし、何

か別の機会をつくっていただいて、ちょっと時間調整もあるでしょうから急には難しいですけども、何か集まって話をするような機会というのを一度つくってみてもいいかなと、こういうふうに思ったりもいたします。座長、またそのあたりについて音頭をとっていただけると大変ありがたいなと私は思う次第なんです、いかがでしょうか。

大橋座長 提言がこちらへ回ってきましてので、振り返ってみますと、いわゆる平成15年でしたか、日野川がパイロット事業で、いわゆる川づくり未来会議をということで県が公募をされて参画させていただいて、1年、半年ほどいろいろ議論してまいりまして、日野川の将来像をつくり上げた。そのときに県の指導があったのですが、けれども、あんまりこれ皆さんがご熱心な状態であるので自主活動をいかがですかと、全く今、多々納先生がおっしゃった同じ状況なんです、自主活動で取り組んでいただけないでしょうかという形で、何か私がそれをせよというような状態が振り回されたような経過となりまして、それから日野川を守る会というのを自主活動で60数名で取り組んでまいりまして、NPOで日野川を見守る会というのを立ち上げたというような経過があるわけなんです。

正直、今、多々納先生からご提言いただいた状態については、私いわゆる今日までの知恵と経験者と、豊かな面々の皆さんの状態で、私が改めて提案させていただいてそれを束ねていくという状態の知識も持ち合わせてごさいませんということで、初めから申し上げましたように、1年に1回ないし2回の同窓会という形で情報交換をさせていただけるんやったら、させていただけるかなと、こんな思いでございますので、皆様のご意見を賜って、それでやるかというような状態やったらまたなにですけど、どうかして継続して、あるいはこういう議論をしていくという状態については、私も

力不足があるということを正直認めざるを得ないということは思っていますし、皆さんの言葉をお借りしながら進めていったらなど、こんな思いがしております。

3 一般傍聴者からのご意見

大橋座長 時間もまいりましたので、一般傍聴の方で、先ほど冒頭申し上げましたように、多々納先生がいろいろと今日まで助言もしていただいて、ここにまとめていただいたと思いますが、彦根から正村さんも毎回、私の覚えでは1回だけやったかな、欠席があったと思いますが、本当に熱心にこの場に来ていただいて、いわゆる議論の中に入って、いろいろ言いたいことが山ほどあるということは大体わかってはいるのですけれども、限られた時間の中で多少時間もとりたいと思いますので、一般傍聴の皆さんのほうから挙手をもってよろしくお願ひしたいと思います。

では、正村さん。

傍聴者1 彦根の正村です。先ほど多々納先生が一番最後に言われたのでちょっと、私が言いたかったことなんですけれども。実は、この県民宣言なんですけど、僕の記憶で行くと12月1日に最終段階のまとめがあって、12月に知事のほうに提言させていただいたのですけれども、ちょうど11月というと、ちょうどいままで共助、自助、公助について話し合いになったのがちょうど11月だったと思うんですけれども。

ということで、公助に入った段階の11月というと、ちょうどその原案が出たのが11月なんですよね。この原案の中をさっきばっと見させていただいたのですけれども、原案の中には先ほど多々納先生が言われた一番最後の、この公助の部分ですね、いわゆる年次計画を立てて着実に実施することであるとか、あとコーディネーターを設置するであるとか、また行政の人たちもどこの地域の住民であるということから、そういう地域住民という立場で物事を考えて

いくであるとか、そういうところなんですけれども。実際この提言を12月、私も一応一般傍聴で行ったときに知事のほうに質問させていただいたのは、知事はこの提言書を抜粋を行って骨抜きにしまうのか、それともこれをまた肉づけをしていって今後よりよいものにしていくのかという質問をさせていただいたときに、知事はこれからこれを肉づけをしていってよりよいものに、県民と一緒に話し合いながらこれを肉づけしていってよりよいものにしていくというような、たしかそのような返答を多分会場におられた方々の中でいただいたと思うんですけれども。

そうする場合に、肉づけしていくというふうに言われたのですけれども、その肉づけのいわゆる進捗状況であるとかそういうようなものが、また県民と話し合うといっても話し合う場所がないということを考えると、結局知事がいわゆる皆さんの前で公言されたものですから、ちょっと僕も言葉的にもし間違ったら困りますけれども、当時びわ湖放送さんとかテレビも回してましたので、その映像をもし見ればどういうことを言ったかもっと詳しくわかると思うのですけれども、そうやって言って、知事さんがそのような皆さんの前で、そういうような形で、県民の皆さんとこれから肉づけをしていってよりよいものにしていくということを言っていたと思いますので、ということを見ると、やっぱり今後この進捗状況であるとか、また県民との話し合いの場所であるとかというものを多分県のほうは設けていただけるのかなと思うのですけれども。

また、川づくりフォーラムというのが今月29日ですかね、やりますけれども、それというのは第1回というか、もうこれでこの治水会議のフィナーレのイベントとして考えておられるのか、それとも今後また毎年、知事が言われるみたいに県民の皆さんと話し合いの場を設けていって、また進捗状況をお知らせする場として根づかせてい

かれるものなのか。

また、根づかせるというのであれば、例えばその中でそういうイベントをやる場合には、実行委員会であるとか運営委員会であるとか、また項目によっては分科会であるとかそういうものなんかも、あと川づくり会議の中で設置されていかれると、その中でまたこういうような委員会の人たちがコーディネーターに入るなり何なりして、その中で川づくり会議の中でまた新たな話し合いの場が小規模ながら、こういう大きなところではなくて、もしかしたらどこか居酒屋かもしれないし、そういう場で話し合いが設けられていって、そういうものがまた集大成として年に1回、そういう川づくりフォーラムみたいな感じのものになるのではないかというような気もします。

また、僕の場合は災害ボランティアをやっています。先ほど齒黒委員の方からいろいろボランティア、NPOの方々、ありましたけれども、ちょうど来年は有珠山の噴火災害10周年ということで北海道でありましたけれども、そここのところに行ったときに滋賀県から来たと言うと、滋賀県というのはボランティアの聖地なんですと思われるんです。皆さん知らないと思いますが、何とかと言うと、滋賀県は80年代になるんですかね、今から20年ぐらい、30年ぐらい前になるんですかね、それぐらいにいわゆる県と住民とかが、いわゆる産官学民というんでしょうかね、その形でいわゆる合成洗剤を撤廃したと。民間だけでなしに行政も入ってそういうことをやったということで、全国環境系のボランティアの人たちからすると、滋賀県は聖地なんです。だから、その誇りを皆さんが持つべきではないかなと思います。滋賀県の人間が「あっ、そうなんや」というのはすごく恥ずかしい限りなんですけれども、そういうのがあります。

結構そういうことでいろいろ話し合いが持てると思うんですけれども、僕の場合は今回いろいろ参加させていただいて、い

つも一般傍聴で、いつも本当はこの中に入っているいろいろな話をしたかったですけれどもね。僕が何でこうやって毎回来ているかというと、僕は一応一番最初に立候補させていただいて、一応作文も書かせていただいて提案させて、僕の思いを伝えることをさせていただきました。そのいわゆる言った責任ということ僕なりに考えた場合、やはり毎回毎回ちゃんとしっかり見ていこうということで、私はいつも一般傍聴で、1回ちょっと参加できませんでしたけれども、参加させていただいております。

そういうことで、やっぱり県民の中にもそういう熱い思いを持った方々がたくさんまだまだおられると思います。だから、こういう場を知らないから出てこないだけであって、そういう場があればもっと出てくる方々がおられると思います。僕だけでないとは思いますが、逆に、そういう方々をこれから発掘していくことも大事だと思います。

あと、今回オブザーバーで入っておられる滋賀県の中で、毎回参加されておられますけれども、例えば防災危機管理局なんていう部署の方々もおられますけれども、こちらのほうの方々、先ほど松尾委員のほうからも各市町村の話をされましたけれども、水害とか流域というとき、大体市町村の災害担当は総務課になりますけれども、総務課の方々には水害だけではないのだと、こちらは全部やらないといけないのだということがあつたんですけれども、防災局の担当の方々からしてみれば、多分今はたしか一昨年ぐらいから県警なんかも入っていますから、防犯のほうもたしかやられると思うんですけれども、そういうことを考えると、もう水害だけではなくて、こちらは国民保護法から鳥インフルエンザから何から全部やらないといけないのだという部分があると思うので、逆に水害ばかりやられても、逆にこちらはもっともたくさんやらないといけないのだというのがあるんですけれども、そういうことを考えると、

やはり水害だけではなくて総合的な災害ですよね、労働災害も実は災害の概念に入ってしまうのですごく幅が広いんですけれども、そのような総合的な対策を考えるような県内のそういう仕組みというのでしょうか、推進をしていくようなそういうような部分。

逆に言えば、今回の流域治水の考え方というのが、滋賀県の、いわゆる琵琶湖を抱えた滋賀県の入り口としてなっていくようなものになれば。逆に、この流域治水の考え方、もっと市民、県民巻き込んでどんどん大きくしていくことによって、県民にはこんな意識を持っている人がたくさんいるのだ、ではちょっとそこに地震のエッセンスを入れてみようかなとか、ちょっと防犯のエッセンスを入れてみようかなとか、そういうことによって10年、20年後にはもっと大きなものになるのではないかと思います。

ただ、ここで終わってしまえば、いつもの滋賀県のように戻ってしまうというような気がしているのですけれども、そのために川づくりフォーラムのようなそういうことをされるのであれば、そのフォーラムがこの住民会議の最後の打ち上げ花火にする予定なのか、それとも今後こういうものを、この勉強会をしたことによってフォーラムを開く、今回のフォーラムに対しては多分瀧さんなんか为中心になってやられると思いますけれども、逆にそういうところ、行政が中心になるというよりももっとここに入っている参加している方々全員が参加して、またそこから「あんなおもしろい人おるで、こんなおもしろい人おるで」という話になれば、そういう人もどんどん入れていって、逆に言えば今回の第1回目は県の方が主導になるかもしれませんがけれども、今後2回目、3回目は半分県で半分県民と、3回、4回となると県のほうが育っていく県民の人たちにバトンタッチをして、県民のほうを中心になってそういうようなフォーラムを開いていくと、そのフォーラムの中

で時々に応じていろいろな問題が出てくると思いますけれどもそういうものを話し合っていく、そのようなものを我々のこの、我々と言うと失礼ですけれども、県民宣言の中で公助に対する期待という、いわゆるツリーの、木の部分の根っこの下のほうの土の部分ですよね、土の下のもっと養分の部分というんでしょうかね、養分の部分にある公助に対する思いというのにつながっていくのではないかなと思っております。

以上です。

大橋座長 ありがとうございます。何か言い残したことはないですかね。申しわけありません、時間が短かったので。ありがとうございます。

傍聴者1 先ほど話で出てきた3カ所ってありましたよね、20カ所のうちの来年度の21年度に3カ所という、3カ所ってどこになるんですか。実は、僕は彦根なんですけど、彦根というダムの問題があって、芹川をこれからどういう形で、いわゆるダムはやめにして河川改修をやっていくというのですけれども、その3カ所に芹川が入っているのかなと。

大橋座長 どうぞ。

事務局 中田 3カ所につきましては、協議会が立ち上がっている圏域と言っておりますので、残念ながら芹川があります湖東圏域は協議会がまだ立ち上がっておりませんので、その3カ所の中には入っておりません。今後協議会をつくる方向で調整をいたしまして、22年度以降に検討といいますか、協議会をつくって進めていきたいというふうに今のところ考えているところでございます。

傍聴者1 ということは、3カ所の協議会というのはどこどこどこ。

事務局 中田 湖南と東近江と湖北でございます。

傍聴者 1 ああ、なるほど、なるほど。

大橋座長 よろしいですか。

傍聴者 1 はい。

大橋座長 もう一方おられたようですが、地域とお名前だけ、よろしくをお願いします。

傍聴者 2 大津市の佐々木と申します。

2点お伺いさせていただければと思います。

1点目ですね、本日の発言で私が一番意外に感じたところなのですけれども、座長の来年度以降はどうなるのかという発言に対して、事務局のほうから協議会によって地域別の計画をつくっていきますというようなご答弁があったかと思うのですが、私は実はこの発言が一番意外でした。ここまで大きな方向性が定められた計画が定まって、「えっ、とりあえずやってみるんじゃないの」というのが素直な気持ちでございます。具体的に広げる取り組みという意味で、地域で進めていくときにはここで、特にここには経験者の方の議論が大変熱く交わされてまいりました。それを踏まえて、例えばテストケースということで、その広げる取り組みをまずやってみることというのが必要なのではないかなと思いましたが、確かに実務の上では計画を立てることは非常に、計画を立てて段階をもってやっていくというプロセスを踏まなければいけないのは十分承知しておりますし、それからもちろん地域別に計画を立てなければいけない、その重要性も認識しているんですが、私の申しておりますモデルケースというのは、より実効性のある計画にするために滋賀ならではのやり方を試行してみる、あくまで試行という位置づけで、とりあえずやってみるということができないのかなというのは、ちょっと本日のお話を伺って

て非常に意外に感じた点でございます。それが1点目でございます。

2点目ですけれども、柴田委員、齒黒委員が発言されてらっしゃいましたコーディネーターの話ですが、このお二人の発言に関しましては私も本当に大賛成でございますし、実際この意見書のほうにも書かれていることなのでありますが、あともう一つ重要なのは、これまでこういった役割をされていた方というのは恐らくほとんど持ち出しで頑張られていたと思うんです。そうではなくて、やっぱりこういった活動を根づかせていく、そういう取り持ち調整したりというのはボランティアとか片手間でするにはあまりに大変なものでございます。ぜひ専属でやれるように、それがやはり今こういう状況下ですから現場を複数持つことは当然やっていかなければいけないと思うんですけれども、専属としてそういったものが、コーディネーターがやってくれるような社会体制になればなというふうに個人的には希望しております。

以上でございます。

大橋座長 ありがとうございます。一般傍聴の方も本当に温かい熱い思いがひしひしと伝わってまいりまして、本当にありがとうございます。その他、傍聴の方ではございませんでしょうか。

4 閉会

大橋座長 ありがとうございます。いよいよ締めに入らせていただきたいと思いますが、私も1年間、微力なものでありましたが、この委員会の住民会議の取りまとめを拝命させていただいて、第9回という会を繰り返していただくことになりました。今日、委員の皆さんにはそれぞれの経験豊かな、また知恵者の皆さんの状態の中でいろいろなご意見をいただいて、この滋賀の川づくり、治水、どういう形、どうあるべきか、本当に激論をまいりまして、今日の日を迎えさせていただきました。

昨年12月13日は提言をさせていただくことになりまして、これからどう普及させていくかということの議論がまとまるには若干時間不足ではなかったかという感じがいたしますが、それぞれ皆さんの温かいご支援を受けまして、また熱い思いを持って提言に織り込みさせていただくことになりました。

それにつきまして、本当に大変お忙しい中でありながら適切な助言をいただいた、多々納先生には大変感謝申し上げます。また、この共同作業という形で、とにかくフレッシュな柔軟な頭を持ち合わせております北井委員さんなり柴田委員さんが本当に積極的に、このことについて真正面にぶつかっていただいて取り組んでいただいた、このことについては私も感謝申し上げますし、今日のこの提言書をまとめるについては本当に影となって頑張っていたことに敬意を表するものでございます。微力な私でありましたけれど、この1年間座長という重責を拝命させていただいたことに対しまして心より感謝を申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

それでは、本日の閉会のごあいさつとして、事務局のほうからよろしく願い申し上げます。清水技監さんからですか。

事務局 清水 ありがとうございます。それでは、第9回住民会議の閉会に当たりまして一言御礼を申し上げたいと存じます。

大橋座長さんを初め委員の皆さんにおかれましては、昨年の3月9日、第1回から数えまして第9回まで熱心にご議論をいただきました。まことにありがとうございます。それぞれ皆さんのお立場からご経験を踏まえた考え方、あるいは思いなど、忌憚のないご意見を多数いただきました。本当にありがとうございます。

アドバイザーの多々納先生におかれましては、随所随所的確なご指導なりアドバイスをいただいて議論を深めていただきま

した。本当にありがとうございました。

それから、傍聴いただきました皆さん方におかれまして、それぞれの会場に出向いていただきまして貴重なご意見をいただくということもございました。本当にありがとうございました。

それぞれいろいろなご意見なりいただいて、最終的にはこの提言書をいただいたわけでございます。今日、このまま終わるのは寂しいというふうな意見もいただきました。といいますのは、その裏には恐らく、このまま将来大丈夫なのかという、そういう不安が恐らくこういう意見に伝わったのではないかなと。むしろどんどん行くということであれば、頑張れよという感じのご意見をいただけるのかと思う半面ですが、このまま終わりでは寂しいという意見をいただいたということは、ますます行政は頑張れよという感じの意見かなというふうにも思っております。

いずれにいたしましても、何らかの形でこのまま続けていくということ、今日ご提言いただきましたように、願わくば推進体制、流域推進室というような形のものにつなげていきたいなと、ぜひともつなげていきたい、その心意気だけは示させておいていただきたいなというふうにも思っております。いずれにしても、地域にとってこれが普及していくことが大事であります。幾ら方針をどうつくっても現実にそれが結びつかなかったら意味がないということでございますので、今日お集まりの皆さんに、これからもご指導なりご意見をいただいて、ぜひとも応援をしていただきたいなと、それ以上に職員、我々も頑張らねばならないというふうにも思っております。

第7回でございましたか、行政の職員はもっと地域に入れというご意見がございました。本当に地域の中に深く踏み込んで議論させていただいて現実に持っていきけるように我々も頑張っていきたいと、こういうふうにも思っておりますので、今後ともご意

見あるいはご指導をいただきますようお願いを申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

事務局 中田 長時間にわたりましてご議論いただきましてありがとうございました。基本方針につきましては、冒頭申し上げましたように来年度も引き続き検討していきたいというふうに思っておりまして、特に水害に強い地域づくり計画の策定なり、その評価、実施手段につきましては、本日いただきましたご意見を踏まえまして反映をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。引き続き皆様のご支援をいただきますようお願いを申し上げまして、本日の会議を終わらせていただきます。長時間にわたり、ありがとうございました。